

平成 27 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 8 月 5 日
原子力規制庁

平成 27 年度第 1 四半期（4 月～6 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の実施状況等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

（1）平成 27 年度第 1 回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 2 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表 1-1 に示すとおりである。

このうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅにおいて「違反」^{※2}に該当する事象（保修票等の処置手順不履行）及び「監視」^{※3}に該当する事象（炉心の温度に関する一部記録の紛失）が、確認された。その状況等は、以下のとおり。

○保修票等の処置手順不履行

機器の故障等が発生した場合に発行され、機器の保修対応及び不適合処置の管理を行う保修票等について、保安規定に基づき策定された保守管理業務手順を長期間履行していなかったことが判明。原子力機構自ら不適合事象として、保安検査開始前から改善のための活動に着手していたことや、保安規定の不履行であるものの、別途電算機上に構築していた保修票管理システムにより実務的には保修票管理が行われ、実際に保修完了あるいは保修に向けた計画等の検討に着手されていることを確認したことから、原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではない。

しかしながら、保修票等の未処理は約 800 件（帳票として約 2300

枚)に及び、是正処置等の確認や保安管理上の問題点の確認が実施されなかった等、品質マネジメントシステムが適切に機能していなかったものと判断されることなどから「違反」と判定する。

○炉心の温度に関する一部記録の紛失

保安規定で10年間記録を保管することが規定されている原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度の記録紙(「炉容器出口Na温度」及び「IHX1次側出口Na温度」)の一部が紛失していることが判明。原子力機構自ら不適合事象として、保安検査開始前から改善のための活動に着手していたことや、保安規定の不履行であるものの、運転員の監視でも異常が認められていないこと、中央計算機に保存されているデータから異常がなかったことが確認されていることなどから、原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではない。

しかしながら、保安規定上保管すべき記録として規定していた記録を紛失させた管理方法等については改善を要することから「監視」と判定する。

※2 保安規定違反の判定区分は、発生した事象に係る原子力安全に対する影響度等を総合的に考慮した上で、当該事象を評価し、安全機能、放射線被ばく及び品質保証の観点から保安規定違反の区分の判定を行うこととしており、今回の指摘事項については品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼす可能性があると判断し、「違反」と判定した。

※3 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

他の発電用原子炉施設については、「監視」に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において1件(福島第二原子力発電所における保守管理の不備について)、九州電力株式会社川内原子力発電所において2件(「使用済燃料ピットスプレイヘッダ等の巡視点検計画の不備について」、「保安規定に基づき定める基準等の文書のレビューの不備について」)確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

一方、平成26年度、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、上記の原子力機構高速増殖原型炉もんじゅ及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所において「監視」と判定した事象と類似した事象を保安検査期間外に事業者が発見し、原子力規制庁がこの報告を受けたものの、原子力安全上の影響が軽微であったことから保安規定違反として取り扱わなかったことが判明した。詳細な内容は別表1-3のとおり。なお、これらの事象については、保安規定違反の「監視」と判定した場合と同じく、その後の保安検査等において是正処置の実施状況等の確認を行っている。

このような事案を踏まえ、今後、原子力規制庁としては、保安規定違反に該当するかどうかの判断を適正に行うため、原子力規制委員会マネジメント規程にのっとり要改善事項としての管理、是正処置及び予防処置を行うこととする。

(2) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第1四半期の保安検査期間外では、「監視」に該当する事象が、中国電力株式会社島根原子力発電所において1件(島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備について)確認された。詳細な内容は、別表1-2のとおり。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成27年度第1回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※4}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※4 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表1-4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1-4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表1-4に示すとおりである。このうち、「監視」^{※5}に該当する事象が1件（1000tノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防処置の未実施）確認された。詳細な内容は、別表1-5のとおり。

※5 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安の措置上必要と認める場合、原子炉等規制法第64条の3第7項及び東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第40条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

②検査内容

東京電力株式会社（以下「東京電力という。」）福島第一原子力発電所5号機において、平成27年4月22日から6月1日にかけて実施された原子炉からの燃料取出し作業について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

③検査結果

原子炉からの燃料取出し作業に係る運転管理状況については、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められなかった。

（3）保安検査期間外の実施計画違反について

平成27年度第1四半期の保安検査期間外では、「監視」に該当する事象が1件（1号機タービン建屋内一部エリアの水位に係る確認の未実施）確認

された。詳細な内容は、別表 1－5 のとおり。

3. 運転上の制限の逸脱に対する措置の確認結果について

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所

①事象の概要

東京電力福島第一原子力発電所 1号機において、平成 27 年 4 月 7 日 18 時 14 分、タービン建屋内にあるボイラー室の滞留水水位が建屋近傍にあるサブドレン水の水位を超えていることを確認したため、東京電力は、平成 27 年 4 月 9 日 1 時 10 分に、実施計画に定める運転上の制限（タービン建屋の滞留水水位が建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと）からの逸脱を宣言した。

その後、東京電力は、ボイラー室内の滞留水の移送を行い、4 月 21 日 16 時 28 分に、運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

②確認結果

本件に係る報告を受けて、現地駐在の原子力保安検査官が現場確認等を行い、東京電力が実施計画に従い、必要な措置を適切に実施したことを確認した。また、4 月 21 日に、運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

(2) 中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①事象の概要

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）浜岡原子力発電所 4 号機において、平成 27 年 6 月 17 日 15 時 02 分頃、非常用ディーゼル発電機（A）の点検作業を実施していた作業員が、設備の比較を行うために待機中の非常用ディーゼル発電機（B）の状態を確認していたところ、誤って機関を停止させるスイッチに触れたため、機関を保護する機構が動作し、当該発電機を起動できない状態となった。その結果、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数を満足せず、中部電力は、同時刻 15 時 02 分に運転上の制限の逸脱を宣言した。

その後、中部電力は、設備に異常がないことを確認したのち、非常用ディーゼル発電機（B）を動作可能な状態に復旧し、同日 15 時 19 分、運転上の制限の逸脱状態から復帰した。

②確認結果

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されているかについて、実施期間中の第 1 回保安検査において確認を行った。

検査の結果、中部電力が保安規定により要求されている措置（運転上の制限を満足させる措置を開始する等）を実施したことを確認した。また、現場において非常用ディーゼル発電機（B）が動作可能な状態に復旧していることを確認した。

II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添 2 参照）

1. 平成 27 年度第 1 回保安検査の結果

(1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のも

のに限る)、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設(以下「核燃料施設等」という。)に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

別表2に示すとおり、事業所ごとに保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

別表 1 - 1 : 平成 27 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	平成 27 年 5 月 25 日 (月) ~ 6 月 5 日 (金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は、保安検査実施方針^{*1)} に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況 ②緊急安全対策等の実施状況 ③品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況 ④現場作業管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目^{*2)} なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」「緊急安全対策等の実施状況」「品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況」及び「現場作業管理の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「不適合管理の実施状況」については、要領に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、各課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動を行っていることを不適合管理に係る記録により確認した。</p> <p>「緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策及び新規基準対応として進めてきた「新規貯水設備の設置工事」「電路等設置工事」等が計画に基づき進捗していることを、工事報告等の記録により確認した。また、配備した資機材については、維持・管理を適切に実施していることを点検及び訓練の立会等により確認した。</p> <p>「品質目標及びプロセスの監視・測定項目の設定状況」については、所内各課室において、要領に基づき、社長の品質方針及び泊発電所品質目標を踏まえ、前年度活動実績の課題や規制の動向等を考慮し、品質目標及び実行計画を策定していること等を各課室の実行計画により確認した。</p> <p>「現場作業管理の実施状況 (抜き打ち検査)」については、要領及び要則に基づき、保修担当課が作業開始前に、設備主管課による承認を得て作業に着手し、作業終了後には点検・補修等の結果を報告していることを作業管理に係る記録により確認した。また、請負工事等の現場作業管理においては、協力会社から日々の品質管理上の注意事項等を記載した「安全作業指示書」を提出させるとともに、作業現場に掲示させ、協力会社作業員に周知させていることを、事業者の執務室及び作業現場の抜き打ち立会により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月8日(月) ～ 6月19日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①品質マネジメントシステムの維持・改善状況</p> <p>②周辺監視区域、保全区域の管理状況</p> <p>③保安管理体制の整備状況</p> <p>④防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤定例試験等の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の 総合評価部分 を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「周辺監視区域、保全区域の管理状況」、「保安管理体制の整備状況」、「防災資機材の管理状況(抜き打ち検査)」及び「定例試験等の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、東通原子力発電所における前年度の保安活動に対するデータ分析及び品質目標達成度評価が行われ、確実に発電所長レビューにインプットしていること、それらインプットに加えて発電所の課題等を取りまとめた発電所長アウトプットを本店原子力品質保証室に提出し、マネジメントレビューのインプットとして経営層に報告されていること並びにマネジメントレビューにおける社長アウトプットに基づき管理責任者が作成した指示事項を受け、発電所の品質目標等が確実に見直されていることを確認した。</p> <p>「周辺監視区域、保全区域の管理状況」については、手順書に保全区域及び周辺監視区域が記載されていること、保全区域の壁及び扉に立入を制限する標識を掲げ、IDカードにより開閉するゲートを設置すること、周辺監視区域は柵により立入を制限し、柵に標識を掲げること等が定められ、実施されていることを現場において確認した。また、保全区域及び周辺監視区域の管理については、機能が確保されていることを確認するため、パトロールを実施することが手順書に定められ、実施されていることを記録により確認し、手順書等に基づいた適切な管理がなされていることを確認した。</p> <p>「保安管理体制の整備状況」については、電気事業法のうち原子力に係る部分を原子炉等規制法へ統合する法令改正を受けて、保安管理体制に係る保安規定の改正が行われ、平成26年2月より施行されていることから、追加された電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任、職務等に係る保安規定条文に関連して追加又は変更された手順書等の内容、関連する記録等を確認し、保安規定、手順書等に従った保安管理体制が適切に運用されていることを確認した。</p> <p>「防災資機材の管理状況」については、抜き打ち的手法を用いて、抽出した対象資機材について、現場での保管及び管理が適切に実施されていること、その結果の記録が適切に管理されていること、手順書に記載されている点検要領、点検方法等が適切であること、点検結果の原子力防災管理者への報告が適切に実施されていること、保安規定に定められている原子力防災資機材の変更に伴う所長の承認行為が適切に実施されていること並びに原子力災害対策特別措置法に定められている原子力防災資機材現況届出が手順書に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「定例試験等の管理状況」については、定例試験等の計画を行うにあたり、保安規定に定めた頻度を超過しないよう実施期限に数日間の余裕を確保し、試験予定日を定めていること及び予定表の作成・改正に際しては、関係課と調整していることを、抜き打ち検査により確認した。定例試験の実績については、試験記録等の保存期間を5年間としていることから、平成22年以降実施したものから試験記録を無作為に抽出し、点検頻度を超過することなく確実に実施</p>

	<p>されていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>
--	---

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ②重大事故等発生時に備えた安全対策等の実施状況 ③安全文化の醸成活動の実施状況 ④過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況 ⑤記録管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「重大事故等発生時に備えた安全対策等の実施状況」、「安全文化の醸成活動の実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」及び「記録管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、保安調査における不適合案件の説明及び保修作業票の発行状況の情報を踏まえ不適合事象を指定し、「不適合管理運用要領書」等に基づき不適合事象検討会において不適合管理が適切に実施されていることを、不適合処置票及び不適合事象検討会に陪席し確認した。</p> <p>ヒューマンエラーに起因した事象の原因分析や必要な処置など改善に向けた継続的な取り組みの実施状況については、「平成26年度ヒューマンエラー防止活動実績について」により確認した。従来のヒューマンエラー防止のための協力会社との情報共有活動及び教育、講演会等の活動だけでなく、平成27年度からの新規取り組みとして、半期ごとに各グループにおいてヒューマンエラー防止の期待事項を設定し評価する活動、構内協力会社と合同で他社の発電所を調査する活動等を開始したことを、「平成27年度ヒューマンエラー防止活動計画について」にて確認した。</p> <p>また、品質保証会議において、不適合残件の処置完了見通し状況等の不適合の処置状況が適切に審議及び管理されていることを、品質保証会議報告資料の「不適合の管理状況」等にて確認した。</p> <p>「重大事故等発生時に備えた安全対策等の実施状況」については、電源機能喪失時における規程である「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応要領書」(以下「TMG」という。)が、電源車追加配備、高台電源センターの移設等に伴い改訂されていることを、「原子炉施設保安運営委員会議事録」及び「略式決定書」にて確認した。</p> <p>また、安全性向上対策として実施されている防潮堤のかさ上げ工事を現地にて確認し、計画どおり進捗していることを確認した。</p> <p>さらに、TMGに基づき、電源機能等喪失時における必要な要員の配備、要員に対する訓練及び資機材の配備に係る定期的な評価が実施されていること並びに「平成26年度 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動定期的な評価」に示された、中長期目標に定めて緊急時対応訓練を計画的に実施すること及び個別訓練において夜間等の悪条件を取り入れていることを、「平成27年度緊急時対応訓練計画及び中長期計画について」等により確認した。</p> <p>一方、原子炉施設の教育訓練である運転員のシミュレータ教育において、非常時操作手順等に対する対応操作等が経験及び役職に応じて段階的に計画され、「原子力部門教育訓練実施要領」に基づき、教育訓練計画書が教育件名ごとに作成及び実施され、受講者が教育件名ごとの目標に到達しているか評価がされていることを「平成27年度教育訓練計画書」、「教育訓練実施報告書」の実技テスト、訓練結果等にて確認した。併せて、フルスコープシミュレータ</p>

室において、補機運転員に対する多重故障対応操作のシミュレータ教育に立会い、計画どおり実施され評価されていることを確認した。

「安全文化の醸成活動の実施状況」については、平成26年度の活動の成果及び活動の有効性評価を実施し、平成27年度の活動の方向性を示していることを、「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る重点評価報告書」等にて確認した。

また、平成26年度（下期）マネジメントレビューのアウトプットにおける業務の計画及び実施に係る改善として、「作業に潜むリスクへの気付きを促し、予防的に対応する習慣を身につけるとともに、PROGRESS（予防安全共有活動）の意図、目的の明確化により活動を活性化させ安全文化醸成活動を推進すること」が示されている。

これを受け、原子力安全を追及する意識の浸透及び原子力のリスクを考慮した安全文化醸成活動の実施の取り組みとして、「作業に関するリスク等について議論を行うなど、原子力安全に対するリスクを考慮する習慣を身につけるための安全文化醸成活動に取り組むこと」、「PROGRESSの本来の意図、目的（個人のノウハウ等の模範事例（良好事例）の報告）を各組織へ再認識させるなど、更なる活性化へ向けた取り組みを行うこと」等が、管理責任者から指示されたことを、本店原子力品質保証室長が発出した文書にて確認した。

さらに発電所においては、管理責任者指示事項を受け「リスク想定訓練（ディスカッション活動）」、「協力企業を含めた安全文化等に関する意見交換」及び「PROGRESS（予防安全共有活動）」の実施を活動計画として定めていることを、「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る活動計画書」にて確認した。

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については、平成26年度第2回保安検査において確認された、2号機地震後の設備健全性確認に係る点検記録の不備に対して、不適合管理を行い、記録の更新又は訂正による点検記録の適正化に係る実施体制、業務のプロセス、手順、スケジュール等の業務計画を策定し、実施されていることを、「女川原子力発電所地震後健全性確認点検記録適正化業務計画書」にて確認した。

また、「直接原因分析報告書」に示された是正処置及び予防処置については、根本原因分析における見直しの提言が反映され、改善措置が実施されていることを、直接原因分析報告書における「根本原因分析チームからの提言および対応内容」、「地震後健全性再発防止対策アクションプラン（RCA提言）」等にて確認した。

さらに、「根本原因分析報告書」に示された是正処置及び予防処置を決定・実施するにあたって、「根本原因分析要領」に基づき、対策実施責任者の選定及び対策実施チームが設置されていることを、「根本原因分析事象の対策実施責任者の選任について」及び「根本原因分析（RCA）対象事象の対策実施チームの設置について」にて確認した。

また、是正処置及び予防処置に関する評価書の作成並びに実施計画書の作成及び決定が実施されていることを、「女川原子力発電所2号機地震後健全性確認記録不備に対する再発防止対策実施計画書」にて確認した。

一方、対策で示された「非定常業務の特性を踏まえた防止に向けた組織横断的なマネジメントの仕組みの再構築」及び「実効的な記録チェックの仕組みと強化」については、対策のアクションプラン等が策定されていることを確認した。

「記録管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、「原子力QMS文書管理・記録管理要領」及び「発電所図書管理運用要領書」に基づき記録の識別、保管、保護、検索及び保管期間が適切に管理されていることを、図書管理室及び執務室に保管されている記録により確認した。

また、図書管理室及び執務室において抜き打ちにより保安規定第121条で定めている記録を無作為に抽出した結果、指定した記録が容易に検索され、識別、保護及び保管されていることを確認した。

	<p>上記により、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視及び抜き打ちにより確認運転（3号機ほう酸水注入系ポンプ手動起動試験）への立会いを行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月8日(月) ~ 6月26日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>① <u>マネジメントレビュー(発電所長レビュー)の実施状況</u></p> <p>② 電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況</p> <p>③ 保守管理の実施状況</p> <p>④ 電源機能等喪失時の体制の整備に係る訓練の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤ 工事監理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビュー(発電所長レビュー)の実施状況」、「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「電源機能等喪失時の体制の整備に係る訓練の実施状況(抜き打ち検査)」及び「工事監理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「発電所長レビューの実施状況」については、平成26年度下期の品質マネジメントシステムに係る活動に対するレビューのインプット・アウトプットにおいて、発電所の課題が明確にされ、その課題に対する「業務の計画及び実施にかかわる改善」としてフォローアップ事項が指示される等、適切にレビューが実施されていることを「H26年度下期所長レビュー実施議事録」等にて確認した。また、発電所長レビューのインプット項目であるプロセスの実施状況に係る品質目標、監視・測定項目の設定及びデータ収集・分析・評価が適切に実施されていることを「H26年度業務計画(第4四半期)確認表」等にて確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、長期停止しているプラントに対して策定された特別な保全計画に基づく保全活動について、特別な点検長期計画に従い点検が実施されていること、さらに、抜き取りにて、2号機非常用ディーゼル発電機(B)に係る工事要領書、工事報告書等の記録により適切に保全が実施されていることを確認した。3号機については、使用済み燃料プールへの燃料移動に伴い停止・保管となる系統及び保全方式・頻度の変更を反映し「3号機特別な保全計画書」が改訂されていることを確認した。また、平成26年度の保全の有効性評価が、「保全の有効性評価結果記録シート」の記録により保全方式や点検周期の見直し等について技術評価に基づき適切に実施されていること及び平成26年度の保守管理の有効性評価が保全の有効性評価結果や保守管理目標の達成状況等から「H26年度保守管理の有効性評価管理表」の記録により適切に実施されていることを確認した。しかしながら、2号機直流電源設備系計器(3台)及び高圧閉鎖配電盤系計器(6台)において、点検周期を超過していること、さらに、保全部において同様の事象を調査した結果、3、4号機廃棄物処理プラスチック固化系設備 A0 弁用電磁弁(10台)が点検(取替)周期を超過していることが確認され、保全計画に従って点検が実施されていないことから、保安規定第107条(保守管理計画)「8. 保全の実施」の履行が不十分と判断し、保安規定違反「監視」と判定した。本件については、今後の保安検査等において、その改善状況について確認していくこととした。</p> <p>「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」については、「原子力災害対策マニュアル」に基づき、平成26年度の電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置、要員に対する訓練、必要な機器・資機材等の配備の計画及び計画に基づく活動の定期的な評価を適切に実施し、発電所原子力防災管理者を委員長とする防災検討委員会において審議され、承認されていることを、審議資料「H26年度緊急時対応力の評価について」、「防災検討委員会議事録」等の記録より確認した。また、評価結果</p>

に基づく必要な措置として「緊急・災害対策用資機材管理表」の改訂等の措置が講じられていることを確認した。資機材の維持管理のため、可動式動力ポンプ、ホイールローダ等について、点検頻度や点検内容を社内規定「原子力防災関係・消防その他資機材点検の手引き」、「緊急時車両等における運用の手引き」等に定め、「可動式動力ポンプ検査記録」「ホイールローダ定期自主検査記録表（月例）」等の記録により適切に点検されていることを確認した。

「電源機能等喪失時の体制の整備に係る訓練の実施状況（抜き打ち検査）」については、ガスタービン発電機車の月例点検時に実施されるガスタービン発電機車起動訓練に立会い、「ガスタービン発電機車起動訓練手順書」に基づき、指揮者を含む5名体制で、起動前準備、起動操作、停止操作及び手動給油が実施されていること、また、月例点検が「ガスタービン発電機車月例点検記録票」の点検対象項目、点検内容に基づき実施されていることを確認した。

「工事監理の実施状況（抜き打ち検査）」については、検査当日に作業予定の中から火気作業及び危険物取扱い作業を選定し、現場で工事監理状況について、作業体制、立入制限区域設置、火気養生、専任監視員の配備等を確認するとともに、危険物取扱い作業については、作業関係者の「甲種防火管理者」、「有機溶剤作業主任者」等の資格要件について資格証等にて確認した。さらに、作業現場へ持ち込む危険物の種類・量が「作業予定・防護指示書」に記載されていることを確認した。しかしながら、危険物取扱い作業については、「作業管理マニュアル」に規定されている「作業許可書」の掲示（作業許可取得済み）がなされないまま作業着手していることが確認されたことから、現場への掲示に係る仕組みの改善を図るように指導した。

また、日々の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験（4号機高圧炉心スプレイ非常用ディーゼル発電機手動起動試験）の立会いにより、保安規定が遵守されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、保守管理の実施状況の検査項目を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好であったと判断する。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①保守管理の実施状況 ②組織の力量管理の実施状況 ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ④-1 記録の管理状況(抜き打ち検査) ④-2 管理区域入域の手順(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「組織の力量管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「記録の管理状況(抜き打ち検査)」及び「管理区域入域の手順(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査した。</p> <p>検査の結果、「保守管理の実施状況」については、長期停止プラントの安全が適切に保たれているかを確認する観点から、特別な保全計画に基づく保安活動が、適切に実施されているかを確認した。さらに、点検時期の変更が複数発生していることから、変更の処理が適切に実施されているかを確認した。</p> <p>特別な保全計画については、選定フローに基づいた対象機器の抽出、抽出された機器に対する保全方法及び実施時期の選定、保全の有効性評価方法等が、「プラント長期停止時対応マニュアル」等に適切に定められていることを確認した。また、実施例として、7号機「RHR系封水ポンプ」、「RSWポンプ」等の対象機器及び保全方法の選定、実施時期の決定、保全の有効性評価等が、規程どおりに適切に実施されていることを「原子炉設備長期停止の特別な保全計画」等で確認した。</p> <p>設備の点検時期の変更が発生した事例を14件抽出し、その処理実施状況を確認した結果、「保守管理基本マニュアル」に基づき点検時期変更に関する技術検討書を作成し、妥当性を評価していることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況」については、要員に対して必要な力量の維持・管理の実施状況及び力量の更なる向上が計画的に行われているかを検査した。</p> <p>運転員以外及び運転員の力量管理については、各々「教育及び訓練基本マニュアル」及び「原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル」に基づき実施されていることを確認した。</p> <p>運転員以外については、必要な力量水準を「教育及び訓練基本マニュアル」において、「力量水準区分1~3」に明確にしていること、力量の維持・管理及び更なる向上について、グループマネージャーが担当業務に対する力量区分を評価するとともに、力量を向上させる業務及び必要な教育項目を明確にし、教育・訓練の実施結果を踏まえ、教育・訓練の有効性を評価していることを「力量評価、教育・訓練の計画・実績、有効性評価表」により確認した。</p> <p>運転員については、必要な力量水準を「原子力発電所運転員に対する教育・訓練マニュアル」に「技術レベル」として定め、職位ごとに明確にしていること、力量の維持・管理及び更なる向上について、運転管理部長が社内認定または外部組織での訓練結果によって評価し、当該年度に実施した教育・訓練内容の理解度確認等の結果により、教育・訓練の有効性を評価していることを「主機操作員認定記録台帳」、「基準訓練理解度確認評価シート」等により確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、不適合低減の観点から、要因分析が実施され、その結果を踏まえた是正処置及び予防処置が適切に実施されているかを検査した。さらに、昨年度に故障等が発生した施設・設備について、軽微な故障等があるものの継続使用可能と判断し供用状態</p>

としている事例が複数回発生していることから、適切な処理が行われているかを検査した。

不適合情報を適正に処理するために、処置実施部門が、現象、応急処置、背景要因等の当該不適合情報に加え、過去の類似事象の情報も活用して、要因分析が実施されていることを「不適合原因分類ガイド」等により確認した。また、その要因分析された結果を踏まえ、「不適合管理基本マニュアル」に従った是正処置の立案、実施及び予防処置の必要性の検討が適切に実施されていることを「不適合報告書」等により確認した。

昨年度、軽微な故障等があるものの継続使用可能と判断し供用状態としている事例を8件抽出し、その処理状況を確認した。いずれの事例も設備の機能に対する技術的な影響評価を行った上で判断しており、適切な処理が行われていることを「不適合報告書」等により確認した。

「記録の管理状況」については、昨年度に記録の保管期限満了前の誤廃棄及び紛失といった事象が発生し、当該事象に対する再発防止対策が社内規程に反映されたことから、再発防止対策の実施状況等を抜き打ちで確認した。

品質保証グループ及び安全総括グループの指導により、紛失防止対策として、記録の識別、管理の徹底及び図書管理室に移管する内容が記述されたことについて、「文書及び記録取扱ガイド」、「一般図書取扱ガイド」、「資料：保安規定第120条（記録）の紛失防止対策の実施について」等に基づき、改訂状況の確認を行った。

さらに、人材育成グループ等の執務室に立ち入りを行い、ガイドに基づき保安規定120条記録の図書管理室移管等について適切な管理が行われ、誤廃棄及び紛失防止対策が実施されていることを確認した。また、執務室にある文書発番管理システム(DREAMS)の運用方法を聴取し、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して、ガイドに基づき管理されていることを確認した。

「管理区域入域の手順」については、放射線管理区域に立ち入る際のチェックポイントにおける装備品の確認方法に関する運用が、管理文書に基づき確認されていることを抜き打ちで確認した。

チェックポイント監視員による装備品の確認が、放射線安全部放射線管理グループの作成した「保安監視業務委託 委託追加仕様書」、「依頼文書、周知・連絡文書」に基づき、実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中の運転管理状況については、発電用原子炉施設の運転管理状況の聴取、運転管理記録の確認、現場巡視等を実施した結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

また、保安検査実施期間中に6号機において第11回取替新燃料の原子炉建屋への搬入作業が行われたため、現場立会及び記録の確認を実施した結果、「運搬実施計画書」等に基づき、保安活動が適切に実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、確認した範囲において良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>② <u>コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況</u></p> <p>③ <u>福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況</u></p> <p>④ <u>火災防止対策の実施状況</u></p> <p>⑤ <u>発電用原子炉主任技術者の職務の実施状況(抜き打ち検査)</u></p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「マネジメントレビューの実施状況」、「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」、「福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「火災防止対策の実施状況」及び「発電用原子炉主任技術者の職務の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、「マネジメントレビュー要項」に基づき平成27年3月24日にマネジメントレビューを実施したこと、品質マネジメントシステムの有効性に係る改善の必要がないこと等を「実施部門マネジメントレビュー実施記録」により確認した。また、マネジメントレビューの事前準備として、発電所長が発電所の業務に関する品質マネジメントシステム及びプロセスについてレビューを行い、その結果を実施部門管理責任者へ報告していることを、「東海第二発電所 品質マネジメントシステム・レビュー結果」により確認した。</p> <p>平成26年度のマネジメントレビューのアウトプットについては、「品質方針の変更の必要性」として、「敦賀発電所2号機の長期保守管理方針の策定に合わせて品質方針を変更すること」及び「敦賀発電所1号機の廃止措置への移行に伴い品質方針を検討し、必要な時期に改正すること」が提示され、これを受けて実施部門管理責任者がこれらの2項目に対して、マネジメントレビュー改善計画書を策定し、発電所を含む実施部門に実施依頼を发出していることを、「実施部門マネジメントレビュー改善計画書」及び「実施部門マネジメントレビュー改善計画書の実施依頼について」により確認した。</p> <p>「コンプライアンス・安全文化醸成活動の実施状況」については、「コンプライアンス・安全文化醸成活動要項」に基づき、本店各室及び発電所が実施したコンプライアンス・安全文化醸成活動の実績評価結果に加え、一般財団法人電力中央研究所による第三者評価結果等が、3月3日に開催されたコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会で審議され、平成26年度の活動評価結果としてとりまとめられ、コンプライアンス・安全文化醸成活動に係る品質方針の変更については必要がないこと及び平成27年度の活動に反映すべき課題が抽出され、関係する各室及び発電所が平成27年度の具体的な活動計画を策定していることを「コンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会議事録」等の記録により確認した。</p> <p>「福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、緊急安全対策及びシビアアクシデント対策として設置された設備・機器の手順書等が、「運転管理業務要項」に基づき、設備を構成する設備・機器別に「津波対策要領」として作成・改正されていることを確認した。また、緊急安全対策設備のうち、電源確保機能を有する高圧電源車及び低圧電源車に係る個別訓練について、計画、実施、評価及び改善の活動が適切に行われていることを至近に実施した当該訓練の報告書により確認した。</p> <p>「火災防止対策の実施状況」については、平成26年12月19日に廃棄物処理建屋送風機室(B)において溶接作業時に発生した給気フィルター燃焼による火災の原因調査が実施され、調査結果を踏まえた再発防止対策として、「①</p>

可燃物排除の徹底 ②可燃物排除及び火気養生に関するルールの整備 ③教育テキストへの反映と再教育による意識向上 ④日本原電による立ち会い強化」が策定されていることを、「防災委員会議事録」、自治体向け説明資料「東海第二発電所 廃棄物処理建屋 送風機室（B）内での溶接作業時における火災の発生について」等により確認した。また、日本原子力発電株式会社の社員及び工事協力会社に対する当該火災の発生原因と再発防止対策の周知、関連する社内規程及び教育テキストの変更が実施済みであることを確認した。

「発電用原子炉主任技術者の職務の実施状況（抜き打ち検査）」については、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」に基づき、原子炉主任技術者免状を有し、指定された業務経験年数等、必要な要件を備えた者から発電用原子炉主任技術者及び代行者を社長が選任していることを、「原子炉主任技術者免状」、「業務履歴」、「東海発電所・東海第二発電所体制表」等により確認した。

また、「原子炉主任技術者の選任及び職務要項」に定める発電用原子炉主任技術者の職務等の各項目については、いずれも適切に遂行していることを、「運転日誌」、「CAP会議議事録」、「原子炉主任技術者会議議事録」、「原子炉施設保安委員会議事録」、「原子炉施設保安運営委員会議事録」等により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定期試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好であると判断する。

(7/17)

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月10日(水) ~ 6月26日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>① 発電所品質目標と業務執行計画の整備状況 ② <u>安全性向上対策の実施状況</u> ③ 保安管理体制の維持状況 ④ 燃料管理の実施状況 ⑤ 緊急時の措置の実施状況 ⑥ 中央制御室における引継状況 (抜き打ち検査) ⑦ 運転操作の力量維持状況 (抜き打ち検査) ⑧ 可搬設備の習熟訓練の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「発電所品質目標と業務執行計画の整備状況」、「安全性向上対策の実施状況」、「保安管理体制の維持状況」、「燃料管理の実施状況」、「緊急時の措置の実施状況」、「中央制御室における引継状況 (抜き打ち検査)」、「運転操作の力量維持状況 (抜き打ち検査)」及び「可搬設備の習熟訓練の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「発電所品質目標と業務執行計画の整備状況」については、マネジメントレビューの重要なインプット項目となる浜岡原子力発電所の平成26年度品質目標とその達成状況が「第4四半期データ分析結果報告書」にまとめられており、これが平成27年5月26日に実施されたマネジメントレビューへの発電所分のインプットとなっていること、マネジメントレビューにおける社長決定事項であるアウトプット、例えば「プラント長期停止後の再起動を確実に実施するため、現場力、技術力の維持・向上を図ること。」に対しても、平成27年度発電所品質目標において「1-2-1長期停止期間中の保安活動の確実な実施」等に対応していること、その活動が発電所各部門の業務執行計画に具体的な業務目標、例えば「原子炉起動の実時間起動操作訓練(シミュレータ訓練)の完遂」等として展開され、達成状況が定期的にフォローアップされていること等を確認した。</p> <p>「安全性向上対策の実施状況」については、平成26年度第4回保安検査に引き続き、安全性向上対策の実施が工程表により管理されていること、新たに可搬型設備が設置され巡視点検が実施されていること、必要な手引の変更が行われていること、緊急事態対策組織の要員名簿が必要に応じて更新されていること及び竜巻防護対策工事の関係書類が作成され検証が行われていることを書類確認するとともに、4号機における軽油タンクの地下化工事の進捗状況について現場確認を実施した。</p> <p>「保安管理体制の維持状況」については、保安に関する組織(本店、浜岡原子力総合事務所及び浜岡原子力発電所)について、保安に関する職務及び会議体(原子力発電保安審議会及び原子力発電所保安運営審議会)の保安に関する審議が適切に実施されていることを確認した。また、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務、選任手続き及び情報共有について、保安規定で規定されている内容が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、燃料管理に係る保安規定の遵守事項を規定した関連指針・手引類に基づき、使用済燃料及び新燃料の貯蔵・運搬・検査が管理された状態で行われていること、平成27年3月に実施された5号機使用済燃料の日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設への運搬において、運搬前の計画段階、運搬段階(管理区域内、管理区域外)等の各段階において、使用済燃料の運搬、貯蔵が適切に実施されていること等を確認した。</p>

「緊急時の措置の実施状況」については、緊急時対応に係る業務プロセスにおける原子力防災組織、原子力防災組織の要員、原子力防災資機材、通報経路及び緊急時演習等の平常時の取組み状況並びに平成27年2月25日に実施された防災訓練（緊急事態対策訓練等）について、記録の確認及び関係者からの聴取を通して、新たに災害対策要員の拡充を図っていること、防災訓練についても内容の継続的改善に取り組み、PDCA（Plan-Do-Check-Actの改善サイクル）が回されていること、緊急安全対策設備として新たに整備した可搬型設備類の初動時の運用を柔軟に行うために、新たに専任の緊急時即応班の組織化を進める等、災害対応能力のより実戦的なパフォーマンス強化を図っていることを確認した。

「中央制御室における引継状況（抜き打ち検査）」については、浜岡原子力発電所3号機における当直引継状況について、3号機中央制御室において朝8時の1直（夜間勤務）から2直（昼間勤務）への当直引継に抜き打ち検査として立会い、申し送り事項の伝達等、当直の引継ぎが適切に行われていることを確認した。

「運転操作の力量維持状況（抜き打ち検査）」については、プラント長期停止中の状況における運転操作の力量維持が重要であることに加え、平成26年10月から運転訓練シミュレータを用いた実時間起動操作訓練を開始したことから、3号機運転訓練シミュレータを用いた運転直の実時間起動操作訓練に、抜き打ち検査として立会い、運転直としての教育・訓練が適切に実施されていることを確認した。

「可搬設備の習熟訓練の実施状況（抜き打ち検査）」については、可搬型設備の習熟訓練に抜き打ち検査として立会い、年度計画に基づき訓練が実施されていること及び復旧班の要員が実施する内容であることを関係書類により確認した。また、原子炉系注水設備を用いた訓練に立会い、取水ポンプ車、ホース車、注水ポンプ車及び燃料自動供給装置を使用して、車両の走行操作訓練、設備のライン構成・操作訓練、ホースの敷設訓練及びホースブリッジ設置訓練が実施されていることを現場で確認した。訓練終了後には振り返りミーティングが実施されるとともに、訓練習熟度アンケートを実施し、参加者の習熟度が10段階で自己評価されていることを記録により確認した。

検査を実施した項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

なお、当該保安検査期間中に、浜岡原子力発電所4号機で運転上の制限の逸脱・復帰事象があったため、保安規定に定める運転上の制限を逸脱した場合の措置が実施されているかについて確認を行った。この事象は、作業員が誤ってスイッチに触れたため、待機状態にあった非常用ディーゼル発電機（B）の「過速度トリップ」警報が点灯し、待機除外状態となったと発電指令課長が判断したことから、保安規定第1編第60条（非常用ディーゼル発電機その2）に係る運転上の制限を逸脱したもの。平成27年6月17日15時02分に発電指令課長により運転上の制限の逸脱が宣言され、現場調査後の復旧措置により、同日15時19分、非常用ディーゼル発電機（B）が待機状態へ復帰し、発電指令課長は運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言した。その際に実施された措置について、実施状況を現場で確認するとともに、4号機中央制御室における盤表示、運転日誌、非常用ディーゼル発電機の定例試験実績、発電指令課長からの聴取等により確認した。

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況 ②マネジメントレビューの実施状況 ③不適合管理の実施状況 ④放射性固体廃棄物管理の実施状況 ⑤巡視点検の実施状況(立会)(抜き打ち検査) ⑥暗闇煙中訓練の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」、「巡視点検の実施状況(立会)(抜き打ち検査)」及び「暗闇煙中訓練の実施状況(立会)(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成26年度の活動実績を適切に評価しているか、評価結果を踏まえ平成27年度の活動計画に適切に反映しているかを確認することとし検査を実施した。検査の結果、平成26年度の活動実績が部長・所長レビュー、管理責任者レビュー及び社長レビューを経て適切に評価されていること並びに評価結果を踏まえ平成27年度の活動計画に、社長から指示のあった自己アセスメントが取り入れられたこと、活動項目と4つの評価視点(ガイドラインの要素をコミュニケーション等の4つに分類)との関連づけが記載されたこと及び当事務所から要請した取組事項「常に問いかける姿勢」の定着化と「作業管理」の質の向上が盛り込まれたことを、平成27年度活動計画書により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、平成26年度のマネジメントレビューを適切に実施しているか、レビュー結果を踏まえ平成27年度の計画に適切に反映されているかを確認することとし検査を実施した。検査の結果、品質保証活動管理要則に従い管理責任者レビューを経て社長に必要な情報が提供されていること及びレビュー結果を踏まえ重点的に検討・改善が必要な事項がマネジメントレビューのアウトプットとして社長から示され、平成27年度の品質目標に反映されていることを、平成27年度志賀原子力発電所品質目標の設定と達成のための計画等により確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、平成26年度に発生した不適合事象に対して、要因分析、是正処置及び予防処置が所内規則に従って適切に実施されているか等を確認することとし検査を実施した。検査の結果、是正処置完了予定期限の遅れ・未処理については、個別の進捗状況を適切に管理していることを管理記録より確認した。また、設備不具合に起因する類似の不適合事象について再発性を評価していることを分析シートより確認した。ニューシア情報の活用については、他の発電所で発生したトラブル情報をもとに予防処置の必要性を検討し、水平展開を実施していることを「トラブル情報管理票」の記録により確認した。また、ヒューマンパフォーマンス向上推進委員会活動の各分科会活動を確認し、人的過誤防止に努めていることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物の作成・保管等が適切に実施されているかを確認することとし検査を実施した。検査の結果、固体廃棄物貯蔵庫へのドラム缶の受入・搬出については、放射性固体廃棄物管理要領等に従い、固体廃棄物貯蔵庫内配置計画に基づき保管され、放射線安全課長が1ヶ月に1回保管量を確認し月報として集約していることを記録により確認した。雑固体廃棄物をドラム缶詰めするに当たり焼却・圧縮・分別を行っているが、個別の委託仕様書で調達要求事項を明確にし、教育・訓</p>

練・選任・解任記録により委託先の技術評価を行っていることを確認した。使用済燃料貯蔵プールにおける原子炉内で照射された使用済制御棒やチャンネルボックス等については、所内要領に従い燃料炉心課長が貯蔵量を確認し、記録を作成していることを確認した。

保安検査期間中に行われた発電課員による1号機原子炉建屋（管理区域）の巡視点検が、手順書に従い確実に実施されているかを、発電課員に同行して確認することとし、抜き打ち検査を実施した。検査の結果、巡視点検要領に従って、機器ごとに異音、異臭、計器指示、漏えいの有無等の点検項目を確認し、確実に巡視点検が実施されていることを確認した。

保安検査期間中に行われる訓練が、適切に実施されているか確認することとし、過酷な現場状況を模擬した訓練室（煙を充満させ視界の利かない部屋）にある弁を速やかに全開にする訓練について、抜き打ち検査により実施状況の確認を行った。検査の結果、指揮命令及び情報連絡に問題はなく、目的が達成されたことを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転状況聴取、運転記録確認及び発電用原子炉施設巡視の結果、特段問題は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) <u>基本検査項目</u> (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>② <u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>③ 主任技術者の職務遂行状況</p> <p>④ <u>組織の力量管理に係る検査</u></p> <p>⑤ 1号炉 長期保守管理状況</p> <p>⑥ 異常時訓練等の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) <u>追加検査項目</u></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「マネジメントレビューの実施状況」「主任技術者の職務遂行状況」「組織の力量管理に係る検査」「1号炉 長期保守管理状況」「異常時訓練等の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>検査の結果「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、関連する各要項に基づき不適合事象が適切に管理されていることを「敦賀発電所2号機 雑固体減容処理設備 プラズマトーチ電源ケーブル火花」「1号機 高電導度ドレン系廃液中和タンクから中和廃液タンクへの移送配管からの漏えい」「敦賀発電所2号機 A、B 洗濯廃液モニタタンクの漏れ跡について」「廃棄物収納用鉄箱の溶接不良の発見について」及び「廃棄物収納鉄箱からの水の漏えい」の不適合処理及び是正処置計画の内容により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、マネジメントレビューのインプット情報として1年間の保守管理状況及び不適合管理の状況について適切にまとめられ、所定の手続きに従ってマネジメントレビューにかけられたことを確認した。さらに、マネジメントレビューのアウトプットとして、2号機の長期保守管理方針と1号機の廃止措置の品質方針への反映が示され、敦賀発電所内に周知されていることを確認した。</p> <p>「主任技術者の職務遂行状況」については、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が、要項等に従い使用前検査、施設定期検査をはじめとする検査等に立会い、書類等の確認を行うなど定められた職務を遂行していることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理に係る検査」については、事業者従業員の力量管理として、所長は各室長の、各室長は所員の力量基準を設定し、評価していることを確認した。さらに、力量確保に必要な教育訓練は、あらかじめ定めた計画に基づき実施されていることを確認した。また、協力企業の力量管理として、事業者は協力企業に対して協力企業従業員への入所時教育及び放射線業務従事者教育を要求し、各協力企業が提出する報告書により教育受講がなされていることを確認するなど、事業者及び協力企業が、役割に応じた教育訓練等を行うことにより、必要な力量を維持・管理していることを確認した。</p> <p>「1号炉 長期保守管理状況」については、長期保守管理方針が高経年化技術評価の一環として計画されているが、その中で、原子炉圧力容器の中性子照射脆化に係る短期計画、電気ペネトレーションの気密性低下及び絶縁特性低下の点検、電気駆動部の絶縁特性低下の点検、空調ダクトの腐食の有無についての確認等、昨年度完了した短期的な保守管理業務について、計画どおりに実施されていることを確認した。</p> <p>「異常時訓練等の実施状況 (抜き打ち検査)」については、プラントの運転員の訓練結果の有効性が継続しているかを確認するために原子力発電訓練センターにて実施された2号機一次冷却材喪失訓練に立会い確認した結果、異常時対応訓練の計画が定められ、計画に沿って訓練が適切に遂行、評価されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u></p> <p>② <u>組織の力量管理の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</u></p> <p>③ <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>④ 保安に関する記録の管理状況</p> <p>⑤ 放射性廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」「組織の力量管理の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」「保安に関する記録の管理状況」「放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力事業本部においては、品質保証会議で審議された結果が、マネジメントレビューのインプットとされていること、また、そのインプット情報については、平成27年1月の原子力規制委員会との意見交換で社長が表明した活動の取組み状況を含め、管理責任者の積極的な関与の下、改善提案がなされていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。また、マネジメントレビューのアウトプットとして「業務の計画及び実施にかかわる改善」「資源の必要性」に係る12項目が指示され、原子力事業本部の各グループチーフマネジャー並びに美浜、大飯及び高浜発電所長へ周知されていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。発電所においては、原子力事業本部からのマネジメントレビューのアウトプットの通知を受け、各課(室)長へ周知されていることを社内公文書により確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況(原子力事業本部検査を含む)」については、原子力事業本部においては、社内標準に基づき、各所属長が定められた力量設定表に従い、毎年4月に社員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内研修・OJT及び集合研修等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを力量管理に係る記録により確認した。</p> <p>また、全社研修及び美浜3号機二次系配管破損事故に係る教育については、原子力研修センターが半期毎にその実績をまとめ原子力企画グループに報告され、研修終了後のアンケートや発電所を含めた職場意見交換会で意見・要望を吸い上げて次年度の原子力部門専門研修計画を策定していることを教育に係る記録により確認した。発電所においては、各課(室)長以下の必要な力量が明確にされ、班長以下の担当者等の力量については、業務分担毎に管理されていることを力量に係る記録より確認した。また、社内標準に基づき、各課(室)長が、力量評価の結果を踏まえ、要員の力量維持、向上を図るため、育成目標(目標力量評価レベル)等を定めた個人別育成計画書を作成していることを力量管理に係る記録により確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、平成26年度第3回保安検査の確認時以降「不適合処置・是正処置票」を発行した事象から任意に抽出し、社内標準に基づき、不適合の原因に応じた是正処置が適切に実施されていることを是正処置に係る記録及び現場確認により確認した。また、是正処置及び予防処置の有効性レビューについては、発電所レビュー会議等に報告されていることを発電所レビューに係る記録により確認した。なお、平成26年度第4回保安検査において、原子力規制委員会が本年2月17日に発出した一般連絡文書を受け、予防処置の準備を進めていることを確認した水密扉については、予定していた臨時点検を実施し、異常がないことを確認して原子力事業本部へ報告していることを社内業務連絡文書により確認した。</p> <p>「保安に関する記録の管理」については、保安に関する記録が、社内標準に基づき適正に作成、保存されていることを各課(室)の保安記録により確認した。また、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間等の管理については、社内標準に定められ、記録の保管及び管理が適切に行われていることを原子力ドキュメント管理システム、各課(室)の執務室及び資料室の現場で確認した。</p>

	<p>「放射性廃棄物管理の実施状況」については、抜き打ち検査として、放射性液体廃棄物の管理について検査を実施した結果、保安規定で定められている「放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値」「復水器冷却水放水路排水中の放射性物質（トリチウムを除く）の放出量」「復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量」が、社内標準に基づき、適切に管理され、保安規定に定められた基準値等を遵守していることを放射性液体廃棄物の管理に係る記録により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（3号機ディーゼル発電機起動試験）への立会い等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況 (原子力事業本部の検査を含む)</u></p> <p>② <u>組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部の検査を含む)</u></p> <p>③ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>④ 現場工事の管理状況</p> <p>⑤ 保安に関する記録の管理状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況 (原子力事業本部の検査を含む)」「組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部の検査を含む)」「放射性廃棄物管理の実施状況」「現場工事の管理状況」及び「保安に関する記録の管理状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果「マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」については、原子力事業本部において、品質保証会議で審議された結果が、マネジメントレビューのインプットとされていること、また、そのインプット情報については、平成27年1月、原子力規制委員会との意見交換で社長が表明した活動の取組み状況を含め、管理責任者の積極的な関与の下、改善提案がなされていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。マネジメントレビューのアウトプットとして「業務の計画及び実施にかかわる改善」「資源の必要性」に係る12項目が指示され、原子力事業本部内及び各発電所長へ周知されていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。大飯発電所においては、原子力事業本部からのマネジメントレビューのアウトプットの通知を受け、各課(室)長へ周知されていることを社内公文書により確認した。また、発電所における品質目標が策定され、各課(室)においては、発電所の品質目標を達成するための具体的方策が計画されていることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部の検査を含む)」については原子力事業本部においては、社内標準に基づき、各所属長が定めた力量設定表に従い、毎年4月に社員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内研修・OJT及び集合研修等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。また、全社研修及び美浜3号機二次系配管破損事故に係る教育については、原子力研修センターが半期毎にその実績をまとめ原子力企画グループに報告し、研修終了後のアンケートや発電所を含めた職場意見交換会での意見・要望を反映し次年度の原子力部門専門研修計画を策定していることを確認した。</p> <p>大飯発電所においては、社内標準に基づき、発電所各課(室)長は、毎年4月に課(室)員の力量評価を実施し、必要に応じ職場内教育及び集合研修等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。保安教育については、年度初めに、社内標準に基づき、各課(室)が前年度の課題を踏まえて平成27年度保安教育実施計画を策定し、大飯発電所長の承認が行われていることを確認した。また、その保安教育実績については、各課(室)が行った教育・訓練結果を、所長室が取りまとめ、大飯発電所長に報告していることを確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物の種類に応じた処理・貯蔵又は保管・管理区域外への運搬について社内標準に基づき実施され、放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物の放出作業についても、社内標準に基づき、放射性物質濃度が法令に定める規定値を超えないことを確認後放出していることを「放射性液体廃棄物処理伝票」等の記録により確認した。また、トリチウムの測定作業について、力量が確認された放射線管理課員により、社内標準に基づき測定されていることを1、2号機ホットカウント室等で立会いにより確認した。</p> <p>「現場工事の管理状況」については、規制基準適合等により実施された3号機ディーゼル発電機給気ファン室における竜巻飛来物対策設備設置工事等について、原子力事業本部からの指示に基づく工事計画の策定、工事着手前にお</p>

ける系統隔離範囲、作業手順及び保安上の措置等について協議を行い実施する等、事業者の工事管理が適切になされていることを確認した。

「保安に関する記録の管理状況（抜き打ち検査）」については、保安規定第11章に規定されている保安に関する記録が、適正に作成、保存され、記録の識別及び保管期間等適切に実施されていることを確認した。また、記録の保管場所である資料室に立ち入り、記録が管理された状態で保管されていること及び検索が容易できることを抜き取りにより確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験（3号機中央制御室非常用循環ファン起動試験）への立会を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>① <u>マネジメントレビューの実施状況 (原子力事業本部検査を含む)</u></p> <p>② <u>組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部検査を含む)</u></p> <p>③ 不適合管理の実施状況</p> <p>④ 放射性気体廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑤ 放射線計測器類の管理状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑥ 被ばく管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「マネジメントレビューの実施状況 (原子力事業本部検査を含む)」「組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部検査を含む)」「不適合管理の実施状況」「放射性気体廃棄物管理の実施状況」「放射線計測器類の管理状況 (抜き打ち検査)」及び「被ばく管理の実施状況 (抜き打ち検査)」の6項目を検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果「マネジメントレビューの実施状況 (原子力事業本部検査を含む)」については、原子力事業本部において、品質保証会議で審議された結果がマネジメントレビューのインプットとされていること、また、そのインプット情報については、本年1月、原子力規制委員会との意見交換で社長が表明した活動の取組み状況を含め、管理責任者の積極的な関与の下、改善提案がなされていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。マネジメントレビューのアウトプットとして「業務の計画及び実施にかかわる改善」及び「資源の必要性」に係る12項目が指示され、原子力事業本部の各グループチーフマネジャー並びに美浜、大飯及び高浜発電所長へ周知されていることをマネジメントレビューに係る記録により確認した。発電所においては、原子力事業本部の品質目標を受けて、発電所品質目標が策定され、高浜発電所長から各課(室)長に通知され、これを受け各課(室)において、発電所品質目標を達成するための具体的方策が計画されていることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況 (原子力事業本部検査を含む)」については、原子力事業本部においては、社内標準に基づき、各所属長が定めた力量設定表に従い、毎年4月に社員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内研修・OJT及び集合研修等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。また、全社研修及び美浜3号機二次系配管破損事故に係る教育については、原子力研修センターが半期毎にその実績をまとめ原子力企画グループに報告されていること、原子力研修センターが研修終了後のアンケートや発電所を含めた職場意見交換会で意見・要望を吸い上げて、次年度の原子力部門専門研修計画を策定していることを確認した。発電所においては、社内標準に基づき、発電所各課(室)長は、毎年4月に課員個々の力量評価を実施し、必要に応じ職場内一般教育及び集合教育メニュー等から個人別育成計画を作成し、受講後その有効性を評価していることを確認した。保安教育については、年度初めに、社内標準に基づき、各課(室)が昨年度の課題を踏まえて平成27年度保安教育計画を策定し、高浜発電所長の承認が行われていることを確認した。また、その保安教育実績については、各課(室)が行った教育・訓練結果を、所長室が取り纏め、高浜発電所長に報告されていることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、平成26年度第2回保安検査以降に発生した不適合処理区分A及びBの全て5件、不適合区分C、労災関連及び内部監査関係の不適合から抽出した6件、計11件について検査を実施した結果、不適合管理、是正処置及び予防処置が、「高浜発電所 品質マネジメントシス</p>

テムに係る不適合管理及び是正処置所達」等に従って実施されていることを確認した。

「放射性気体廃棄物管理の実施状況」については、社内標準に基づき、希ガス及びよう素131を対象に管理された放出管理用計測器を用いて定められた測定頻度で測定されていること、また保安規定に定める放出管理目標値を超えないよう放出管理されていることを、関連記録により確認した。測定にあたっては担当する職員及び委託社員の放射線測定に関する知識、力量が業務実績等を通じて評価されていることを「力量管理表」等により確認した。

「放射線計測器類の管理状況（抜き打ち検査）」については、放射線計測器類の点検校正頻度を遵守するため、原子力保全総合システム（以下 M35 システムと言う。）の「保全計画システム」で点検周期と実績を管理していること、及び仮設計器については、M35 システムの「計量器管理システム」にて点検周期と実績を管理していることを確認した。

「被ばく管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、放射線業務従事者（所員及び協力会社員）の被ばく線量管理、床・壁等の表面密度限度を超える様な予期しない汚染の発生もしくは発見した場合の措置、また放射線管理課長が行う管理区域内や周辺監視区域境界付近の線量当量率等の測定管理、加えて発電所設備以外の環境モニタリングの実施状況について、それぞれが関連社内標準に基づき適切に実施されていることを確認した。

また「放射線従事者の線量報告書」及び「個人線量記録」等放射線従事者の記録については、所管課執務室にて保管・管理されていることを現場立会いにより確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運営管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機 補助建屋よう素除去排気ファン起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	平成27年5月25日(月) ~ 6月5日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③保安教育の実施状況</p> <p>④燃料管理の実施状況</p> <p>⑤運転管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥緊急時の措置に係る実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「運転管理の実施状況(抜き打ち検査)」及び「緊急時の措置に係る実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを訓練実施報告書及び点検記録により確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に関しては、平成26年度におけるプラントの保守管理の有効性の確認及び評価について社内規程に基づき適切に実施されていることを確認した。また、その結果、各課において保守管理目標が達成されていること等から保守管理活動は有効に機能していることが確認されたため、保守管理の実施方針及び平成27年度保守管理目標を変更する必要がなかったことを保守管理の有効性評価に係る記録により確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」に関しては、平成26年度における保安教育について、社内規程に基づき各課長により作成された保安教育実施計画書に従い、保安教育が適切に実施されるとともに、保安教育の実施結果が発電所長に報告されていることを保安教育に係る記録により確認した。また、平成27年度の保安教育に係る計画については、前年度の実施結果及び「教育の有効性評価および次年度への反映事項」を踏まえ適切に計画されていることを原子力発電保安運営委員会議事録等により確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」に関しては、長期停止しているプラントにおける新燃料及び使用済燃料について、社内規程に基づき、あらかじめ定められた場所である新燃料貯蔵庫、使用済燃料プールに適切に貯蔵されていることを新燃料貯蔵庫燃料配置図、使用済燃料プール燃料配置図等の記録により確認した。また、新燃料及び照射された燃料の貯蔵中において、これらの燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを、新燃料受入時、燃料移動時及び燃料配置確認の際に燃料、新燃料貯蔵ラック及び使用済燃料貯蔵架台に損傷、変形等の異常が発生していないことをもって確認していることを外観点検に係る記録により確認した。</p> <p>「運転管理の実施状況(抜き打ち検査)」に関しては、施設定期検査中の定期試験及び定期補機切替について、社内規程に基づき実施計画が適切に作成されていることを確認した。また、保安検査実施期間中に計画されていた「2号機定期補機切替 共通設備HAコンプレッサ」、「2号機定期補機切替 共通設備IAコンプレッサ」、「2号機定期試験 所内用圧縮空気系所内用空気圧縮機自動起動試験」等について、社内規程に基づき運転操作が適切に実施されていることを現場立会において確認した。</p>

「緊急時の措置に係る実施状況（抜き打ち検査）」に関しては、緊急時の措置に関連する社内規程について、原子力防災業務計画の修正に伴い適切に改正が行われていることを原子力保安運営委員会議事録等により確認した。また、原子力防災体制等の整備状況について、人事異動に伴い防災要員の変更が適切に実施されていることを立案決定票等の記録により確認した。さらに、原子力防災訓練について、平成26年9月26日に原子力総合防災訓練が実施され、社内規程に基づき訓練の評価がなされ、改善事項が抽出されていることを訓練実施計画書及び報告書により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定期試験（2号機非常用ガス処理系手動起動試験）への立会い等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであると判断する。

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	平成27年5月25日(月) ~ 6月5日(金)
検査項目	<p>1) <u>基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</u></p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)</p> <p>③非常時の措置の実施状況</p> <p>④保安教育の実施状況</p> <p>⑤放射性固体廃棄物の焼却処理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥協力会社の放射線防護の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) <u>追加検査項目</u></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」「マネジメントレビューの実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)」「非常時の措置の実施状況」及び「保安教育の実施状況」を選定し、また抜き打ち検査項目として「放射性固体廃棄物の焼却処理の実施状況」及び「協力会社の放射線防護の実施状況」を選定し、伊方発電所、本店及び原子力保安研修所にて検査を実施した。</p> <p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、平成26年度第4回保安検査以降、緊急時対応用資機材の点検・管理が、マニュアル等に従い適切に実施されていることを点検記録等により確認した。緊急安全対策等の工事の実施状況については、「伊方発電所緊急時対策電源設備設置工事」他3件の完了工事について、工程管理、竣工検査、検収が適切に実施されていることを確認した。また、緊急安全対策等に係る教育・訓練については、平成27年度に実施する机上教育及び実技訓練が実施計画書として決定され、この計画に基づき実施されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況(本店、原子力保安研修所検査を含む)」に係る検査では、品質保証システムに係る管理責任者(原子力本部長)、発電所長及び原子力部長に対して個別のインタビュー形式により、自らがマネジメントレビューに係る方針とそのインプット及びアウトプットへの対応状況等について聞き取りを実施した。</p> <p>発電所、本店(原子力部、原子燃料部及び土木建築部)及び原子力保安研修所(以上を総称して各部所という)の品質保証運営委員会を経て取りまとめられたマネジメントレビューに係るインプットデータを原子力部が集約し、品質保証委員会において審議確認のうえ、平成27年3月3日に社長によるマネジメントレビューが実施されたことを、マネジメントレビューアウトプット決定書等により確認した。また、アウトプットの内容が、品質保証規程(社長決定)に反映されたことを確認した。さらに、原子力本部長がアウトプットを組織内部に周知を行ない、アウトプット内容は各部所の平成27年度業務計画に反映されていること等を確認した。</p> <p>「非常時の措置の実施状況」に係る検査では、保安規定で要求されている原子力防災組織の体制、防災資機材の整備、通報経路の構築、非常時における応急措置に関する内規・マニュアル等が法令改正、訓練を通じた体制・運用の見直し等により、適切に改正されていることを確認した。非常時における要員については、必要な力量を有した要員が適切に配置され、維持されていること、要員に対する教育が計画的に実施されていること、防災資機材が適切に維持されていることを確認した。</p> <p>事業者による原子力防災訓練については、シナリオ非提示型の訓練として計画され、訓練において原子力防災管理者、原子炉主任技術者等により、非常事態の体制が確立され、事象の判断、事故拡大防止策の指示が適切に実施されていること、各機能班による活動が適切に実施され、非常事態に対処するための防災組織、要員が有効に機能していることが評価されていること、改善事項の抽出及び改善計画がとりまとめられていることを立会いにより確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」に係る検査では、平成25年度第2回保安検査以降において、「教育訓練内規」が3回、また「同内規 細則-1 保安教育実施細</p>

則(以下、細則という)」が2回、いずれも適切な改正手順を経て、決定され、周知されていることを確認した。平成26年度の保安教育の実施状況については、実施方針及び実施計画に従い実施され、有効性評価が良好であったことを実績報告書等により確認した。また、平成27年度の実施方針及び実施計画が策定されていることも確認した。

細則においては、講師選任基準及び教育の一部を省略できる基準が定められており、適切に実施、管理されていることを記録により確認した。保安教育が適切に実施されていることを教育現場において確認する立会が、適切に実施されていることをチェックシート等の記録により確認した。教材のレビューは年1回以上実施することとされており、平成26年度においては、テキスト11編中10編が一部改正されていること等を改正履歴により確認した。

「放射性固体廃棄物の焼却処理の実施状況(抜き打ち検査)」に係る検査では、雑固体焼却処理業務(運転管理を含む(以下同じ))の委託について、仕様が明確化されていること、事業者により受託者の業務計画、業務結果が確認され、その業務が適切に管理されていることを確認した。平成27年3月に検収された雑固体焼却設備の改修工事に伴う運転管理の変更について、内規、マニュアル等が適切に改正されていること、変更内容が運転指令書等により関係各課、受託者に通知され、周知されていることを確認した。

雑固体焼却処理業務は、事業者の年間計画に基づき受託者に業務を実施させていること、日常の業務は1・2号当直長により管理された状態で適切に実施されていること、現場にて許可された体制、要員で実施されていることを確認した。

「協力会社の放射線防護の実施状況(抜き打ち検査)」に係る検査では、周囲の作業環境線量当量率が高い場所での作業となる「伊方発電所3号機耐震Sクラス高温配管サポート耐震性向上工事(その2)」を選定し、事業者の管理、監督状況の確認を行った。協力会社の放射線防護上の必要な事項については「伊方発電所放射線管理仕様書」に定められ、改正時に協力会社に配布され、周知されていることを確認した。また、具体的措置については、受注者から提出された計画書により放射線管理組織、被ばくによる線量の評価方法、計画線量、被ばく低減措置等の適切性が事業者により確認されていること、工事期間中の管理については受注者からの報告書にて作業内容、被ばく線量等が確認されていること、現場パトロールにより被ばく低減措置の実施状況が確認されていることを確認した。また、現場にて、作業体制、鉛遮へい等被ばく低減のために実施している措置の実施状況を確認し、計画どおり実施されていることを確認した。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験(3号機ほう酸ポンプ)の立会等を行った結果、特に問題はなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月1日(月) ~ 6月12日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況</p> <p>③組織の力量管理</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤非常時の措置の実施状況</p> <p>⑥点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦放射線管理員の巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」「マネジメントレビューの実施状況」「組織の力量管理」「放射線管理の実施状況」及び「非常時の措置の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、抜き打ち検査として「点検・補修等の実施状況」及び「放射線管理員の巡視点検の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、事業者がこれまで実施してきた諸対策及び新規制基準に適合するための対応状況について、事業者が策定した計画に従い、着実に進捗していることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、平成26年度の保安活動をもとに品質マネジメントシステムのデータが作成・収集・分析・評価されたのち、マネジメントレビューへインプットされていること、マネジメントレビューのアウトプット及び発電本部品品質目標等をふまえて平成27年度の発電所品質目標が設定・見直しがなされていることを確認した。</p> <p>「組織の力量管理」については、各課室が業務内容について年度計画を作成あるいは業務要領等に規定し、業務に必要な力量を有する要員を把握した上で適切に要員を配置し、遂行する仕組みが構築されていることを「発電課勤務予定表」及び「土木建築課 保修工事計画」等により確認した。各課室の業務遂行に必要な業務内容、ポジション等のレベルに応じて定める力量を明確にし、適切に教育訓練を実施することで、力量が要員に付与される仕組みとなっていることを発電課の教育要領である「発電第一(第二)課員教育要領」等により確認した。教育訓練の達成度、習熟度等は各要員教育訓練項目毎に作成される「担当別教育チェックシート」に基づき「力量評価表」に記録し、管理・維持する仕組みが構築されていることを「保修第一(第二)課教育訓練要領」等により確認した。新たな設備・機器の導入等による業務に対する要求事項の変更に対して教育訓練要領等の見直しを実施する仕組みとなっていることを「技術基準(3,4号) 資料-14 設備・運用方法等との変更時の管理要領」により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、新規制基準への適合を図るための工事を施工している原子力施設内において、放射線管理のうち、区域管理及び外部放射線に係る線量当量率等の測定が保安規定に基づいて、適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「非常時の措置の実施状況」については、新規制基準に基づき実施した諸対策に関連し、昨年度に実施した保安検査からの変更点を主に、事業者の防災組織の整備状況、配備された資機材の維持・管理状況及び教育・訓練について、聴取及び記録により適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「点検・補修等の実施状況」については、玄海3/4号機 平成26年度補機計画整備工事のうち、平成26年度下期に点検が計画されている一部の機器の点検時期が延長され、平成27年度へ変更する処置がなされているものについて、不適合処理及び所要の技術評価が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「放射線管理員の巡視点検の実施状況」については、放射線管理員の巡視点検が定められたチェックシートに従って適切に実施されていることを確認し</p>

	<p>た。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	平成27年6月8日(月) ~ 6月26日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①新規制基準を踏まえた検査</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「新規制基準を踏まえた検査」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また「新規制基準を踏まえた検査」の中から「第4章運転管理(火災発生時の体制の整備、内部溢水発生時の体制の整備、重大事故等対処設備、運転操作基準の反映状況)」「第5章燃料管理(1, 2号機新燃料取扱クレーンの固縛状況)」及び「第11章記録及び報告(溶接事業者検査の結果に係る記録の保管状況)」を選定し、抜き打ち検査を実施した。</p> <p>検査の結果、第2章(品質保証)については、当該章に追加した事項を本店及び発電所策定の品質マニュアル及び基準等に反映していることを確認した。別図1「保安規定品質保証計画に係る規定文書体系図」に追加した発電所所管の基準を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づいて発行責任者の審査、川内原子力発電所安全運営委員会の審議、原子炉主任技術者の確認、所長の承認後、制定、改定していることを記録により確認した。</p> <p>4. 1「一般要求事項」に追加した「社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。」については、本店及び発電所においてヒューマンファクター検討会を開催し、ヒューマンファクターに係る事象について検討していること及び新たに追加した5. 5. 3「プロセス責任者」については、本店及び発電所策定の「評価改善活動管理基準」に従い、本店及び発電所において品質目標を定め、目標の達成状況を評価することで有効性の継続的な改善を行っていることを記録及び聴取により確認した。</p> <p>第3章(保安管理体制及び評価)については、第5条(保安に関する職務)に追加した事項を本店策定の「設計・調達管理基準」等及び発電所策定の「火災防護計画(基準)」等、第7条(川内原子力発電所安全運営委員会)に追加した事項を「川内原子力発電所安全運営委員会運営基準」、第8条(原子炉主任技術者の選任)及び第9条(原子炉主任技術者の職務等)に追加した事項を本店策定の「発電用原子炉主任技術者の保安に関する基準」、新たに追加した第8条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任)及び第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)の事項を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安に関する基準」に反映していることを確認した。</p> <p>平成27年6月2日に開催した川内原子力発電所安全運営委員会において、保安規定変更認可に係る品質マニュアル及び基準等の案について審議していることを記録により確認した。</p> <p>社長が原子炉主任技術者を選任していることを「発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書」等により確認した。また、所長が電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を選任していることを「主任技術者選任又は解任届出書」等により確認した。</p> <p>第4章(運転管理)については、第12条(運転員等の確保)、第13条(巡視点検)、第14条(運転管理に関する社内基準の作成)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の4(火山活動の</p>

モニタリング等の体制の整備)、第17条の5(資機材等の整備)、第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)、第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備)、第18条の2(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理)、第27条(化学体積制御系(ほう酸濃縮機能))、第50条(蓄圧タンク)、第51条(非常用炉心冷却系モード1、2及び3)、第68条(制御用空気系)、第71条(外部電源)、第74条(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気)、第80条(原子炉キャビティ水位)、第81条(原子炉格納容器貫通部)、第83条(重大事故等対処設備)及び第87条(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)において追加又は変更された条項について、保安活動として実効性がある活動ができるプロセス(体制、役割分担、手順書等)を確立しているか、手順書等マニュアルの内容が保安規定を遵守するのに十分であるか確認した結果、保安規定の改正内容が下位文書に適切に反映されていること、保安活動として実効性がある活動ができるプロセスを確立していること、手順書等マニュアルの内容が保安規定を遵守するのに十分であることを「非常事態対策基準」「運転基準」「保守基準」等の社内基準並びに現場及び聴取により確認した。なお、抜き打ち検査として、火災防護対策及び消火活動に必要な資機材の配備状況確認のため、化学消防自動車等を保管している専属消防隊本部への立入り、消火水放水時における注意喚起の実施状況確認のため、制御建屋一次系継電器室への立入り、内部溢水発生時の活動に必要な資機材の配備状況確認のため、耐熱服を保管している制御建屋チャート室及び胴長着を保管している防災用具倉庫への立入り並びに重大事故等対処設備の保管状況確認のため、1号機補助建屋、代替緊急時対策所及び緊急保管エリアへの立入りを実施し、良好な状態で保管していること及び適切に表示していることを現場確認した。

第4節(異常時の措置)については、抜き打ち検査として第90条(異常時の措置)の添付1「異常時の運転操作基準」に追加した事項の運転基準への反映状況について確認した結果、全交流動力電源喪失(事象ベース)の手順に1次冷却材ポンプ封水系統及び原子炉補機冷却水系統の隔離手順並びに再循環運転手順が定められていること等を「運転基準(緊急処置編)」により確認した。

第5章(燃料管理)については、当該章に追加した事項を「燃料管理基準」等に反映していることを確認した。

第5章に追加した「1か月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常がないことを確認すること。また、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認すること。」については、技術課員(燃料担当)が「燃料管理基準」に基づいて原則1週間に1回巡視点検していることを記録により確認した。

抜き打ち検査として新燃料取扱クレーンの固縛状況について確認した結果、使用済燃料ピットから離れた場所において保管し、固縛装置を用いて転倒防止を図るとともに、車輪止めを用いて移動防止を図っていることを現場確認した。

第8章(保守管理)については、第118条(保守管理計画)に追加した事項を「土木建築基準」「保守基準」等に反映していることを確認した。運転上の制限に定められた重大事故等対処設備の中から急速ほう酸補給弁等を選定し、点検計画への反映状況について確認した結果、資材を除いて点検計画に反映していることを記録により確認した。

新たに追加した第118条の3(溶接事業者検査の実施)に係る事項を「溶接安全管理検査基準」に反映していることを確認した。

第9章（非常時の措置）については、当該章に追加した事項を「非常事態対策基準」に反映していることを確認した。また、各課長所管の原子力防災資機材及び社外関係機関との連絡経路又は通報経路を「非常事態対策基準」に定め、所長の承認を得ていることを記録により確認した。

第10章（保安教育）については、第129条及び第130条が改正されたことにより所員及び請負会社従業員に対し、火災、内部溢水、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時における教育訓練の内容等を確認した結果、所員に対しては防災課長及び原子力訓練センター所長が火災防護教育、内部溢水、その他自然災害対応教育、アクシデントマネジメント教育を実施し、成立性の確認訓練は原子力一般教育に位置付けて実施することを確認し、請負会社従業員に対しては、各課長が、請負会社が当該業務に従事する請負会社従業員に対する教育を火災防護教育、内部溢水、その他自然災害対応教育、アクシデントマネジメント教育として実施することを「教育訓練基準」等により確認した。

第11章（記録及び報告）については、第131条（記録）の表131-1、表131-2、表131-3に追加した事項を「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に反映していることを確認した。また、抜き打ち検査として表131-2に追加した「溶接事業者検査の結果」に係る記録の保管状況について確認した結果「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づいて、必修課執務室等に設置された什器に保管するとともに、識別（分類番号、登録年月日、保存年限等の表示）していることを現場確認した。

また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（2号機Bディーゼル発電機起動試験）への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

なお、保安規定第13条第3項において、系統より切り離されている施設については、一定期間ごとに巡視し、点検を行うことを要求しているが、系統より切り離されている施設である「使用済燃料ピットスプレイヘッド」等に対して巡視点検を行うことが、規定文書において明確になっていないことが確認された。

また、保安規定第12条、第17条、第17条の2、第17条の6及び第87条に基づき定められた非常事態対策基準、非常事態対策要領等において、内容の不備が散見されたため、保安規定第3条4. 2. 3（2）aに基づき定める文書のレビューに問題があることが確認された。

これら2件については、保安活動の改善を要する事項として保安規定違反の区分は監視と判定したうえで、今後の保安検査等により、原子炉設置者が実施する原因究明と改善状況を確認していくこととした。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、監視と判定した2件の事項を除き、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。

発電所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
検査実施期間	平成27年6月4日(木) ~ 平成27年6月24日(水)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>① <u>保守管理不備を踏まえ再構築されたとする保守管理体制及び品質保証体制の改善、定着状況</u> ア. 改善活動の取り組み状況</p> <p>② <u>マネジメントレビューの実施状況</u> ア. マネジメントレビューへのインプット及びアウトプットの状況</p> <p>③ 記録管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果	<p>今回の保安検査においては、これまでの保安検査で指摘した違反事項から抽出された品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)上の課題、組織的取り組みが必要な要因に係る対応状況を確認することとし、引き続き平成26年12月22日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が提出した保安措置命令等に対する報告(以下「機構報告」という。)にて示された「保守管理不備を踏まえ再構築されたとする保守管理体制及び品質保証体制の改善、定着状況」の「改善活動の取り組み状況」として、過去の指摘事項の対応状況を確認した。また、「マネジメントレビューの実施状況」については、平成27年3月のマネジメントレビューの実施状況を確認した。さらに、「記録管理の実施状況」については、抜き打ち検査により、その実施状況を確認するとともに現場確認を実施した。</p> <p>確認結果は、以下のとおり。</p> <p>1) 機器の不具合、故障等が発生した(確認された)場合に発行され、その保修対応及び不適合処置の管理を行う「保修票」に係る保守管理活動が、保安規定に基づき策定された保守管理業務手順とは異なった手順で、長期間にわたり継続して実施されていた。これら「保修票」及び関連する「暫定措置報告書」「保修完了報告書」の未上覧又は未保管は、約800件(帳票として約2,000枚以上)に及び、是正処置等のQMS上の問題点の確認、保安管理上の問題点の確認等がなされなかった等、複数の保安規定の要求事項に抵触していることから、QMSが適切に機能していなかったものと判断される。しかしながら、保安検査開始前に機構自ら不適合事象として認知し、改善のための活動に着手していたこと、また、QMS上の位置付けはないものの、実際には、別途電算機上に構築、運用していた保修票管理システムにより実務的には保修票管理が行われ、保修完了又は保修に向けた計画等の検討に着手していることが確認されたため、現時点では原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではないと考えられるものの、これまでの保安検査の指摘事項とも共通の問題点を有しているものと考えられることから「違反」と判定し、これらの改善状況と併せてその対応を引き続き確認していくこととする。</p> <p>2) 原子炉等規制法及び保安規定にて10年間保存することが義務づけられている記録の一部(原子炉容器出口Na(ナトリウム)温度及びIHX1次側出口Na温度の記録紙)を紛失した件については、同法及び同規定の不履行ではあるものの、機構自ら不適合事象として、保安検査開始前から改善のための活動に着手しており、また、運転員の監視及び中央計算機に保存されているデータから異常はなかったことは確認されているため、原子炉施設の安全に直ちに影響を及ぼすものではないと考えられる。しかしながら、保安規定上保管すべき記録として規定していた記録を紛失させた管</p>

理方法等については改善を要すると考えられることから「監視」と判定する。

3) 機構報告において未点検機器として抽出され、不適合処置における特別採用がなされた窒素ガス注入設備長期注入ライン流量調節弁（空気作動式）の動作点検中に弁が中間開度で停止する事象が発生したことから、当該システムの機能維持に必要な開度まで空気圧を加えつつ手動にて開操作を試みたところ、供給空気バウンダリ構成及び手動操作機能構成部品であるハウジング部の固定ボルト（1本目）が折損し、そのまま作業を継続したため、さらにボルト（2本目）を折損させた。この事象に対し、保修票は発行されたが、「点検作業が手順どおりに実施できなかったこと」「ボルト折損及び当該弁の不具合により、ナトリウム漏えい時に異常時手順書に定められた手順が実施できない状態となったことによる暫定手順は定めものの、保安規定で定められた業務に関するプロセスの妥当性確認は適切に実施されていなかったこと」について、不適合として認識せず、処置されていなかった。本件については、窒素注入設備に係る位置付け等を考慮して違反とは判定しないが、今後、同様な行為が安全上重要な機器に対して行われることがないよう改善を要するものであり、機構に対し、本件の対応に係る問題点を指摘し、注意を促すこととする。

4) 「過去の指摘事項への対応状況」のうち前回保安検査以降に発生した不適合事案等の対応状況として、保全計画（Rev. 20）に関する改定内容の妥当性の評価状況を確認した結果、保全計画に基づき設定した点検期限を同計画よりも下位にある規定により、その適用を除外できるとした矛盾した規定が設けられていたことから、機構にその見解を確認したところ、機構は「保全計画に係る運用方針に関する対応方針について（平成27年6月24日所長承認）にのっとり、早急に見直しを行う。」としたことを確認した。

また、保全計画に係る不適合報告書及び保守管理不備発覚以降発行された不適合の管理状況については、保守管理不備に係る案件も含め、多くの不適合処置が完了していない状況であり、不適合担当各課における要因分析についても各課独自の分析が実施され、類似事象の要因分析に対する情報共有等がなされていないことを確認した。このため、今後の方針を確認したところ、「月間不適合管理委員会及び品質保証室が対応改善等に向けた取り組みを行う。」としていることを確認した。

5) 「過去の指摘事項への対応状況」のうち前年度保安検査等における指摘事項に対する対応状況について、各指摘事項から抽出されたQMS上の共通課題や組織的取り組みが必要な不適合要因の除去状況を確認した結果、共通課題に対する取り組みは行われていたが、改善活動は実施中であることから、個別事項の具体的な対応状況とともに今後確認する必要がある。

6) 「過去の指摘事項への対応状況」のうち前回保安検査で指摘した違反事項3件に係る対応状況を確認した結果、「一次主冷却系配管外観点検不備」に関する「原子炉補機冷却水系配管肉厚測定」については、対象箇所及び測定／評価方法を「原子炉補機冷却水系配管肉厚測定マニュアル」にて制定し、肉厚測定作業及びその結果に基づく確認、評価が行われていることを確認した。

「不適切な特別採用による未点検状態の継続」については、「点検間隔・頻度を超える場合の不適合管理対応手順」を改定し、特別採用を行う際

の技術評価方法を明確化するなどの対応がとられていたが、点検期限超過以降に特別な保全計画に移行した機器の未点検状態解消のための点検時期を40%出力プラント運転試験前とするものについて、点検時期を超過しても問題がないと判断した根拠が提示されず、技術的な評価が行われていることが確認できない事例を複数確認した。これらについて対応方針等を確認した結果、機構は、技術評価の見直し対象を明確化し、今後、点検を着実に実行するために「業務管理表による管理のもと、重要度の高い機器を優先し見直しを実施していく。」としたことを確認した。

「安全機能重要度区分の設定不備」については、これまで安全機能の重要度分類の検討作業が途中段階で中断し、今後の作業計画がないとしていたものを「今後、安全機能の重要度分類の策定完了後、保安活動の原子力安全の重要度を加味した保全重要度等のグレード分けに反映する。」に改めていたことを確認した。

7) 「マネジメントレビューの実施状況」を確認した結果、前回の保安検査では、インプット情報について、マネジメントレビュー実施要領にて規定した一部の項目を対象外としている点が認められたが、同実施要領が改定され、原則として全ての項目をインプット情報とすることが明確化されていることを確認した。また、安全文化醸成活動に関する活動において、平成27年度の品質目標は設定されていたが、その実施計画は策定作業中であつたため具体的な内容を確認することはできなかった。

マネジメントレビューの実施状況については、直近に実施されたものは本年3月中旬であり、本年3月末に終了した平成26年度第4回の保安検査の指摘事項等はインプット情報とされていない状況であつた。マネジメントレビューの実施に際し、インプット情報とすべき保安検査結果等の主要な情報の取扱いについては、時宜を逸することのないよう適切な運用が望まれる。

8) 「記録管理の実施状況(抜き打ち検査)」としては、原子炉容器出口Na(ナトリウム)温度等の記録紙紛失に関する不適合の対応状況及びその他保安規定で規定された記録管理の実施状況を抜き打ちで確認した結果、中央制御室内での記録紙の管理方法等が明確になっていないこと、不適合に関する情報連絡が「事故・トラブル通報・連絡要領」に定められた手順どおりに実施されていないこと等、その他の記録を含め改善の必要があることを確認した。

以上のとおり、「保守管理体制及び品質保証体制の再構築が完了した。」とする平成26年12月の機構報告の提出以降にも、保安規定(3条(品質保証)及び第103条(建設段階における保守管理計画)等)の不履行が認められる状況にある。機構は保安規定の不履行(これまでの指摘事項を含む)に係る改善を早期に図るべきことはもとより、再構築が完了したとする保守管理体制及び品質保証体制に係る問題点を改めて認識の上、そこに立ち戻って再検討を行い、現況に応じた実効性ある対策を図る必要があると考える。

別表 1 - 2 : 保安規定違反 (監視) について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1件 ☆	<p>【件名 福島第二原子力発電所における保守管理の不備について】 平成27年度第1回保安検査期間中の6月25日、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)から、福島第二原子力発電所2号機の中央制御室に設置されている同期検定用計器6台及び直流母線用電圧計3台について、点検周期を超過していることが判明した旨、報告があった。これを受け、その他に同様の事例がないか東京電力が調査を行ったところ、3、4号機廃棄物処理設備に設置されている電磁弁10台についても、点検周期を超過していることが判明した。</p> <p>保安規定に基づく保全計画では、同期検定用計器6台及び直流母線用電圧計3台は17か月に1回、電磁弁10台は2年に1回点検を行うことになっており、いずれの設備についても、点検作業の計画において対象設備のチェックを行う仕組みが不十分だった。また、過去の保守管理に係る保安規定違反^{※1}の再発防止対策の徹底が一部不十分であることから、保安規定第107条(保守管理計画)「8. 保全の実施」及び保安規定第3条(品質保証計画)「8. 5. 2 是正処置」の履行が適切でなかったものと判断する。</p> <p>一方、同期検定用計器6台及び電磁弁10台は安全重要度クラス外の機器であり、また、直流母線用電圧計3台については安全重要度指針における異常影響緩和系クラス2(MS-2)機器であるものの、現在、2号機の燃料は炉外に取出し済みであり、当該計器の測定対象である直流母線系統に安全上の要求がないことや、点検を行った結果機能に問題がないことが確認されていることから、原子力安全に及ぼす影響は軽微と判断し「監視」と判定する。</p> <p>東京電力は、過去の保守管理に係る保安規定違反の再発防止対策の徹底を行うとともに、点検周期の超過を防止するためのチェックポイントの改善を図ることとしており、原子力規制庁としては、今後保安検査等において、東京電力による改善措置の実施状況について確認していくこととする。</p> <p>※1：柏崎刈羽原子力発電所に対する平成22年度第3回保安検査において判明した設備の点検周期超過を発端とし、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所を含め、全171機器の保守管理不備に係る保安規定違反。</p>
中国電力株式会社 島根原子力発電所	1件 ◇	<p>【件名 島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備について】 平成27年6月26日、中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)から、低レベル放射性廃棄体を作成するモルタル固化装置に設置されているモルタル添加水電磁流量計^{※2}(以下「添加水流量計」という。)2台及びモルタル流量計1台の点検が行われていなかったことが判明した旨、報告があった。</p> <p>保安規定に基づく中国電力の社内マニュアルでは、添加水流量計及びモルタル流量計はそれぞれ6か月に1回及び1年に1回、校正を行うことが定められていたが、担当者が校正を実施することを失念し、また、過去の記録の写しを用い校正を実施したかのように記録を作成していた。</p> <p>当該業務については、担当者が校正を実施していなかったことを組織として検出することができず、業務の管理が適正に行われていなかったことから、保安規定第3条(品質保証計画)「7. 5. 1 業務の管理」の履行が十分でなかったものと判断する。</p> <p>一方、これらの計器は、保安規定に基づく保全計画の対象外の設備であり、また、校正が行われていなかった期間に作成された廃棄体は全て島根原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所の管理区域内において保管されていることから、原子力安全に及ぼす影響は軽微と判断し「監視」と判定する。</p> <p>中国電力は、今後、その他に同様の事例がないか調査を行うとともに、原因分析及び再発防止対策の策定等を行うこととしており、原子力規制庁としては、今後保安検査等において、中国電力による改善措置の実施状況について確認していくこととする。</p>

		<p>また、本事象においては、担当者が行った記録の取扱いにおいて不適切な行為があったことから、以後の保安検査等において中国電力が行う安全文化醸成活動に対しても確認していくこととする。</p> <p>※2：低レベル放射性廃棄体の作成過程において、容器に充填するモルタルの流動性を確保するための添加水の量を計測するための計器。</p>
九州電力株式会社 川内原子力発電所	2件 ☆	<p>【件名 使用済燃料ピットスプレイヘッダ等の巡視点検計画の不備について】</p> <p>保安規定第13条第3項において、系統より切離されている施設^{※3}については、一定期間ごとに巡視し、点検を行うことが要求されている。しかし、当該施設の点検結果を記録する「保安規定（第13条）に基づく巡視点検チェックシート（原子炉係）」（以下「チェックシート」という）に、重大事故等対処設備である「使用済燃料ピットスプレイヘッダ^{※4}」（以下「スプレイヘッダ」という）の記載がないことが確認された。</p> <p>また、事業者に対して同様の事象がないか確認するよう指示したところ、系統より切離されている施設であって重大事故等対処設備である「小型放水砲」及び「燃料油貯蔵タンク」がチェックシートに記載されていないとの報告を受けた。</p> <p>チェックシートに、「スプレイヘッダ」「小型放水砲」及び「燃料油貯蔵タンク」の記載がないことは、巡視点検が的確に行える状況になっていないため、保安規定第13条第3項の要求事項を満足していないと判断する。</p> <p>しかしながら、当該施設については、保安検査の実施の時点では使用前検査の受検前であり巡視対象ではなく、また、これら巡視対象となっていない設備に対しては、自主的に担当課が定めた文書に基づき、巡視点検を実施するとしていたため、原子炉の安全機能に問題がないと認められることから「監視」と判断する。</p> <p>なお、事業者は指摘を受け、「スプレイヘッダ」「小型放水砲」及び「燃料油貯蔵タンク」について、チェックシートに明記するよう、既に関連要領の改正を実施している。</p> <p>※3：可搬設備、代替緊急時対策所設備及び通信連絡を行うために必要な設備等。 ※4：使用済燃料ピットの水位が異常に低下した時に使用済燃料ピットへスプレイ（放水）するための可搬型放水銃。</p>
	☆	<p>【件名 保安規定に基づき定める基準等の文書のレビューの不備について】</p> <p>保安規定第12条（運転員等の確保）第4項に定める防災課長が行う「重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する」という具体的な行為について、下位文書である「非常事態対策基準」及び「非常事態対策要領」を確認した。この結果、行為が記載されているものの、具体的な手順である力量評価の主管である原子力訓練センター所長への依頼事項や、原子力訓練センター所長から防災課長への回答事項等の詳細内容が定められていないことを確認した。</p> <p>更に、保安規定第12条第5項、第17条、第17条の2、第17条の6及び第87条に基づき定められた基準等の各文書についても、業務の流れが不明確な箇所や具体的な手順が明確でない部分がある等、内容の不備を合計6件確認した。</p> <p>保安規定第3条4. 2. 3「文書管理」(2)aでは、保安規定に基づき定める基準等の文書を、発行前に、適切かどうかの観点からレビューすることを要求している。上記に示した不備は、文書のレビューに問題があるために生じたと考えられ、保安規定第3条4. 2. 3(2)aに適合していないと判断する。</p> <p>しかしながら、本件は、必要な行為が行われていると認められることから「監視」と判定し、今後、事業者による原因分析並びに不適合管理及び是正処置を確認していくものとする。</p> <p>なお、事業者は指摘を受け、6件の不備を是正するため、既に規定文書を改正している。また、文書のレビューに必要な管理を定めた「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」を改正し、改善を図ることとしている。</p>

(凡例) ☆：保安検査期間、◇：保安検査期間外

別表 1 - 3 : 柏崎刈羽原子力発電所における事象について

事象の概要
<p>【計器の点検周期超過】</p> <p>平成26年6月19日、東京電力株式会社より、柏崎刈羽原子力発電所2号機中央制御室に設置されている直流125V充電器電圧計3台の点検周期超過が判明したため、直ちに点検を行い計器精度等に問題ないことを確認したとの報告があった。</p> <p>原子力規制庁は、当該計器に異常がなく、原子力安全への影響が軽微と判断し、保安規定違反に該当しないものと判断した。また、以降の保安検査等において、是正処置の実施状況の確認等を行った結果、再発防止対策に従った管理が実施されていることを確認した。</p>
<p>【保安記録の紛失】</p> <p>平成26年7月17日、東京電力株式会社より、保安規定第120条記録に該当する「平成25年度分保守管理の有効性評価」に係る記録の紛失が判明したため、記録の写し（コピー）を代替記録として保管する措置を行ったとの報告があった。</p> <p>原子力規制庁は、紛失した記録がコピーにより復旧されており、原子力安全への影響が軽微と判断し、保安規定違反に該当しないものと判断した。また、以降の保安検査等において、是正処置の実施状況の確認等を行った結果、再発防止対策に従った管理が実施されていることを確認した。</p>

別表 1 - 4 : 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する
平成 27 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	平成 27 年 6 月 3 日 (水) ~ 6 月 16 日 (火)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①タンク内の汚染水処理に係る保安活動の実施状況 ②1号機原子炉建屋カバー解体作業に係る保安活動の実施状況 ③マネジメントレビューの実施状況 ④滞留水の水位管理に係る保安活動の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では「タンク内の汚染水処理に係る保安活動の実施状況」、「1号機原子炉建屋カバー解体作業に係る保安活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「滞留水の水位管理に係る保安活動の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>「タンク内の汚染水処理に係る保安活動の実施状況」については、本年度の保安検査実施方針を踏まえて「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」における「敷地境界実効線量の低減」、「タンク内の高濃度汚染水の処理」等に係る活動状況及び関連する保安活動の実施状況を確認した。</p> <p>敷地境界実効線量の低減目標の達成に係るタンク内の汚染水処理については、多核種除去設備等の稼働状況に係る情報を発電所と本店で共有しつつ、目標達成にあたってストロンチウムを除去するための追加設備の導入を進めてきたことを汚染水処理に係る方針書等により確認した。</p> <p>また、敷地境界実効線量の評価については、多核種除去設備等で処理した処理済水の放射能濃度実績値を計算コードの入力に反映させ、実態を反映した評価が行われていることを評価条件に係る資料等により確認した。</p> <p>平成 27 年 4 月に確認されたボックスカルバート内への高性能容器からの溢水事象の対策については、高性能容器へのスラリー充填に係る設定液位を下げた運用をしていること及び高性能容器の内包水水位が設定どおりになっていることを増設多核種除去設備の現場で立ち会いにより確認した。</p> <p>高性能容器の上蓋ベント孔数の過不足に係る調達管理の状況については、当初検査時の確認が十分でなかったことを踏まえ、現在は製造者、受注者及び事業者においてベント孔に係る確認が行われていることを記録等により確認した。</p> <p>「1000 トンノッチタンク貯留水の移送ラインからの漏えい事故」について事実関係を確認した結果、海洋への汚染水流出リスク低減のための予防処置を講じていなかったこと等が確認されたため、実施計画に定める保安の措置違反 (監視) と判定した。</p> <p>また、同事象への事業者の対応方針について聴取したところ、当該移送ラインを所管するグループの各移送ラインについては「基準値以上の汚染水を移送する場合は、耐圧ホースではなくポリエチレン管を用いる」等というルールを定めて適用する方針であることを確認したが、同様の事象が発生することがないように、発電所全体に適用できる基本ルールを検討し、再発防止策を講ずるよう事業者に気付事項として通知した。</p> <p>「1号機原子炉建屋カバー解体作業に係る保安活動の実施状況」については、過去に3号機の瓦礫撤去作業で発生した放射性物質の飛散事象を踏まえた対策を含む保安活動の実施状況を確認した。</p> <p>放射性物質飛散抑制対策については、作業前に飛散防止剤を散布する等の手順が定められていること、各作業ステップで放射性物質飛散事象を起こさないようモック</p>

アップを活用した実地訓練（飛散防止剤散布、屋根カバーの吊治具取り付け等）が行われていること等を作業計画書、施工記録表により確認した。

また、保安検査期間中に屋根カバーの吊治具取り付け訓練が実施されたことから、リモート操作室、移動操作室及び現場ヤードにおいて、作業計画書に従って訓練が進められていることを現場確認した。

放射性物質が飛散した場合の対応については、1号機原子炉建屋最上階近傍及び構内各所に設置されたダストモニタ等で放射性物質を検知するとしていること、福島第一原子力発電所原子力発電保安運営委員会の審議を経て設定されたダスト濃度警報値を超えた場合の緊急対応手順（作業停止、飛散防止剤散布、通報等）が定められていること及び同手順がダストモニタの追設等を受けて適切に改訂管理されていること等を緊急時対応手順書、保安運営委員会議事録により確認した。

以上の確認結果から「1号機原子炉建屋カバー解体作業に係る保安活動の実施状況」については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

「マネジメントレビューの実施状況」については、平成26年4月に設置された福島第一廃炉推進カンパニー（以下「廃炉推進カンパニー」という。）等の新たな体制での保安活動の評価を含むマネジメントレビューの実施状況を確認した。

発電所長、管理責任者（廃炉・汚染水対策最高責任者（以下「CDO」という。）、管理責任者（品質・安全監査部）及び社長の各階層のレビューについては、マニュアルに基づき適切なインプットによるレビューが実施され、具体的なアウトプットが指示されていることを「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」、レビュー資料及び議事録により確認した。

廃炉推進カンパニーの運営に係るレビューの実施状況については、発電所長レビューにおいて、社内アンケートの結果がインプットとされ、廃炉推進カンパニーと発電所の業務の整理・効率化の議論を行うことがアウトプットとされていることをレビュー資料及び議事録により確認した。

また、管理責任者（CDO）レビューでは、発電所員の時間外労働の状況に係るインプットに対して、社外労働力の活用の拡大及び社内他部門からの応援に係る調整の実施がアウトプットとされていること等をレビュー資料等により確認した。

さらに、社長レビューでは、品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価として、平成27年1月に発生した人身災害の反省を踏まえた品質方針の変更及び施行について審議されていることをレビュー資料等により確認した。

平成26年度第59回原子力規制委員会においてトップマネジメントが掲げた原子力安全改革プランについては、廃炉推進カンパニー及び発電所の品質目標に展開され、各階層（執行側）のレビューでその達成状況等が確認されていることをレビュー資料により確認した。

以上の確認結果から「マネジメントレビューの実施状況」については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

「滞留水の水位管理に係る保安活動の実施状況」については、建屋に貯留された滞留水等の水位管理に係る保安活動を対象として、抜き打ち検査を実施した。

建屋間及び処理設備への滞留水移送計画については、移送計画担当グループが建屋の容積、移送ポンプの能力、降雨による水位上昇のデータ等を用いて水位変化のシミュレーションを行い、計画を策定していること、また、当直長が計画に基づき移送を実施していることをシミュレーション結果及び操作予定表により確認した。

当直長による運転上の制限（滞留水水位の制限、滞留水水位とサブドレン水位の逆転の制限）に係る確認状況については、記録及び立ち会いにより実施状況を確認した。

建屋に貯留された滞留水に係る塩分濃度を考慮した水位補正については、定期的な塩素濃度分析のためのサンプリングを行っていること、分析担当グループが滴定法により塩素濃度を分析し、当直長がその結果から塩分濃度に換算し、補正式により水位補正していることを測定結果報告、サブドレン監視シート等の記録及び現場立ち会い（1号機タービン建屋でのサンプリング、5・6号機ホットラボにおける塩

素濃度分析)により確認した。

構内の降水量が一定値を超えた場合の対応については、建屋に貯留された滞留水水位の確認頻度を上げるとともに、滞留水水位が上昇した場合は、必要な水位低下操作が行われることを監視強化時の記録等により確認した。

なお、保安措置である「建屋に貯留された滞留水水位が各建屋近傍のサブドレン水の水位を超えないこと」をより確実にするにあたり、水位差が近づいてきた段階での確実な検知等の予防的な水位管理方法に係る改善（地下水に関する技術的評価、ヒューマンエラー防止対策を含む）を検討するよう指導した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、集中監視室及び5・6号機中央制御室を含む特定原子力施設の巡視、引継日誌及び運転記録の確認、施設の運転管理状況の聴取等を行った結果、プラント状況の監視等が適切に実施されていることを確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると「タンク内の汚染水処理に係る保安活動の実施状況」の検査項目を除き、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。

別表 1-5 : 実施計画違反 (監視) について

発電所	件数	実施計画違反の概要
東京電力株式会社 福島第一 原子力発 電所	2件 ☆	<p>【件名 1000tノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防処置の未実施】</p> <p>5月29日9:03、1000tノッチタンクから3号機タービン建屋地下へ汚染水の移送を開始したところ、10:08頃、別の作業で近くに居合わせた作業員が耐圧ホースから移送水が漏えいしていることを発見し、作業員からの通報により同日10:26、移送を停止した。この間の移送量は約23m³であり、そのうち、亀裂部から漏えいした量は耐圧ホースの亀裂孔の大きさと移送時間から最大で約15m³と推定された。そのほとんどは耐圧ホースが敷設されていた側溝から、K排水路に流れ込み1-4号機側の港湾内に流出した。事業者が港湾内の汚染の影響範囲をサンプリング調査したところ、全β核種の放射能濃度が通常なら約20Bq/Lである港湾内の中央付近で、事象発生直後は一時的に190Bq/Lまで上昇し漏えいの影響が認められたが、2日後にはほぼ平常値に戻った。なお、港湾外への出口付近では、事象発生の前後で有意な濃度上昇は認められなかったことから、外海への影響は無視できる程小さいと事業者は評価している。</p> <p>事業者が耐圧ホースの漏えい部分を調査したところ、ホースがほぼ直角に近く屈曲しており、ホースの補強リング間に長さ約1cm、幅0.2cmの楕円状の亀裂孔が認められた。このことから亀裂が生じた原因は、耐圧ホースの過度の屈曲、及び屈曲により伸ばされた部位に水圧が繰り返し係ることによって亀裂が入り孔に進展したことが原因と推定。</p> <p>他方、屈曲等の異常を確認する巡視・点検活動については、漏えいリスクの低いポリエチレン管へのリプレース工事が進捗中であるといった理由などから行われていなかった。当該移送ラインについても、ポリエチレン管へのリプレース工事が進められていたが、2号変圧器撤去工事との干渉があるものと思込み、昨年10月から事象発生に至るまで完成率約96%の状態です工事を中断していたため、完了していなかった。</p> <p>事業者は1000tノッチタンクからタービン建屋の移送ラインは、長期使用には不向きな耐圧ホースが用いられていることを認識していながら、過去の不適合事象から学んだ耐圧ホース漏えいに係る予防処置を講じないまま放置していた。これは、保安の措置第3条(品質保証)、8.「評価及び改善」にあたり、8.5.3 予防処置(1)で定める、「組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見」等に基づいて、漏えいに伴う排水路及び海洋への放出を防止するために適切な予防処置等を講じたとはいえない。</p> <p>今回の事象では原子力安全への影響の程度は軽微であったものの、漏えいが発見されなければ大量の汚染水が港湾内に流出し、外海まで影響を与える可能性があったことから、違反(監視)と判定する。</p> <p>事業者は、今回の事象を受け、6月20日に、1000tノッチタンクからタービン建屋までの移送ラインのポリエチレン管へのリプレースを完了。当該ライン以外についても、順次リプレース工事を実施しており、完了までの間、耐圧ホースでの移送を実施する場合は、手順書を整備し、適切な予防処置を講じることとしている。また、工事が干渉する場合には、適切な優先順位付けを行う等の対策を講じることとしている。</p>

	<p>◇ 【件名 1号機タービン建屋内一部エリアの水位に係る確認の未実施】</p> <p>1号機タービン建屋内ディーゼル発電機(B)室及びハウスボイラー室の水位について、建屋に貯留する滞留水に係る運転上の制限について実施計画に定められた当直長の確認が行われていないことが、6月29日に事業者の確認により判明した。</p> <p>1号機タービン建屋内にあるディーゼル発電機(B)室及びハウスボイラー室は、建屋滞留水水位管理の信頼性向上等の観点から、「水位計が設置されていないエリアへの新規水位計の設置工事」に合わせて、水位の状況を確認した際、水の滞留が確認されたエリアである。なお、4月9日にはハウスボイラー室の水位が近傍サブドレン水の水位を超えたことを確認したことから、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言(4月21日に復帰宣言)している。当直員(長)は、この運転上の制限からの逸脱事象の後は1～4号設備運転管理部長発出の「1～4号設備運転管理部運転指示書」に基づき、水処理運営第一グループからの、1週間に1回、当該エリア水位を手測りした測定結果の通知をもとに記録(「サブドレン監視強化シート」)を作成し、実施計画Ⅲ 特定原子力施設の保安 第1編 第26条(建屋に貯留する滞留水)に従い、近傍のサブドレン水位との比較を行い、運転上の制限の確認を行っていた。</p> <p>しかしながら、6月17日分の確認については、水処理運営第一グループにおいて、当該エリア水位の手測りは行っていたものの、当直長への通知を失念し、また、当直員(長)も同グループから通知がきていないことから、運転上の制限の確認が行われず、記録が作成されていなかった。</p> <p>今回の事象は、水処理運営第一グループにて自主的に近傍サブドレン水位と当該エリアの水位の確認(比較)を行い、問題ないことを判断していたこと、また、当直長により改めて当該エリアの水位が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことが満足していたことは確認できたが、実施計画 第26条第2項(2)の当直長による運転上の制限の確認が行われず水位に係る記録が作成されなかったものであり、違反(監視)と判定する。</p> <p>事業者は、今回の事象を受け、不適合管理において原因究明を行い、再発防止策等の立案及び水平展開を図ることとしている。</p>
--	---

(凡例) ☆：保安検査期間、◇：保安検査期間外

核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2 : 平成 27 年度第 1 回保安検査 検査項目及び検査結果

【加工事業者 (1/6)】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890 t U/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成27年5月26日（火）～5月29日（金）
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。 （1）基本検査項目 ① 内部監査の実施状況 ② マネジメントレビューの実施状況 ③ 加工施設の教育・訓練に係る保安活動 （2）追加検査項目 なし
5. 検査結果の概要	今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「加工施設の教育・訓練に係る保安活動」を検査項目として検査を実施した。 検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。 また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては特段問題がないことを確認した。

【加工事業者（2/6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社</p> <p>②加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力： 475 t U／年（濃縮度5%以下）（転換） 440 t U／年（濃縮度5%以下）（成形）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月19日（火）～ 5月22日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>③ マネジメントレビュー及び内部保安監査の実施状況</p> <p>④ 文書管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>しかしながら、「マネジメントレビューの実施状況」について、保安検査の過程で、平成27年度の品質目標が達成度を確認することに主眼が置かれており、改善点や課題を積極的に抽出し、平成27年度の目標設定に反映した形跡が確認できなかった。このことから、事業者自ら平成27年度の品質目標が品質方針を実施するための具体的な内容になっているか、見直す旨の説明があり、今後の保安検査で確認することとした。</p>

【加工事業者（3/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：250 t U／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和55年1月</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月25日（月）～5月28日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 教育・訓練の実施状況</p> <p>③ 不適合管理の実施状況</p> <p>④ マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>しかしながら、「マネジメントレビューの実施状況」について、保安検査の過程で、平成27年度の品質目標が達成度を確認することに主眼が置かれていたことが確認された。このことから、事業者自ら、今後、設備の劣化に対する保守管理に係る改善点や課題を明らかにし、品質目標に反映した上で、各部におけるPDCAを回していることをわかりやすくしていきたい旨の説明があり、今後の保安検査で確認することとした。</p>

【加工事業者（4/6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン</p> <p>②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：750 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和45年8月</p>
3. 検査実施期間	平成27年6月9日（火）～6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>③ 物品移動の管理の実施状況</p> <p>④ マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>しかしながら、「マネジメントレビューの実施状況」について、保安検査の過程で、事業者自ら平成27年度の品質目標が品質方針を実施するための具体的な内容になっているか、見直す旨の説明があり、今後の保安検査で確認することとした。</p>

【加工事業者（5/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所</p> <p>②加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：284 t U／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年9月</p>
3. 検査実施期間	平成27年6月1日（月）～6月4日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、現場立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>② 核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>④ マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」及び「マネジメントレビューの実施状況」等について現場立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を検査した。</p> <p>検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>しかしながら、「マネジメントレビューの実施状況」について、保安検査の過程で、平成27年度の品質目標が達成度を確認することに主眼がおかれていたことが確認された。このことから、事業者自ら2015年度の業務の目標の内容についても、4半期毎に、変更する点がないか検討する旨の説明があり、今後の保安検査で確認することとした。</p>

【加工事業者（6/6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月27日（水）～5月29日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 加工施設の操作に関する実施状況</p> <p>③ 放射線管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「加工施設の操作に関する実施状況」及び「放射線管理の実施状況」を検査項目として資料確認、現場確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>しかしながら、「マネジメントレビューの実施状況」について、保安検査の過程で、平成26年度のマネジメントレビューのアウトプットとして、「高経年化対策への対応」について取り上げられていたものの平成27年度の品質目標に上げられていないことが確認された。このことから、平成27年度の品質目標に「高経年化対策への対応」について盛り込むこととし、また、その他の品質目標に不足がないか確認をした上で、平成27年度の品質目標を見直したいと事業者自ら説明があり、今後の保安検査で確認することとした。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成27年6月10日（水）～6月11日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①放射性廃棄物の安全管理 ②放射性廃棄物の処理
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」及び「放射性廃棄物の処理」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（2／6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成27年6月1日（月）～6月4日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マネジメントレビューの実施状況 ②不適合管理の取組状況 ③放射性廃棄物等の管理状況 ④施設定期自主検査等の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の取組状況」、「放射性廃棄物等の管理状況」及び「放射性廃棄物等の管理状況」を検査項目として、関係者への聴取及び資料確認によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度の原子力科学研究所における品質目標設定等の再考 ○不適合部会の決定事項を再審査させる等の仕組みの構築及び不適合部会への計画外事象に係る報告の徹底 ○安全・核セキュリティ統括部の保安活動への関わり方及び保安規定の保安組織への記載の検討

【試験研究用等原子炉設置者（3／6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成27年5月11日（月）～5月14日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理の実施状況 ③ JMTRの廃液タンクからの廃液移送 ④ 放射性廃棄物等の管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「JMTRの廃液タンクからの廃液移送」及び「放射性廃棄物等の管理状況」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、JMTRにおいて発生した法令報告事象等に対する対応について以下のとおり指摘し、今後事業者において必要な対応がとられることとなった。</p> <p>○平成26年度第4四半期の保安検査等において指摘した事項の事業者の対応については、現時点では途上の段階であることから、計器類の校正に係る再点検の水平展開など大洗研究開発センター（以下、「大洗研」という。）として自ら対応することとしている措置について速やかに実施すること。</p> <p>○JMTRにおいては、施設の老朽化が顕著に表れ、平成26年9月以降、廃液の漏えいが連続して発生し、平成27年3月に新たにタンクからの廃液の滴下が発生した。当該事象に係る対応に関しては、これまでの対応と同様に、当面の応急措置をもって安全が確保されていると担当部署のみで判断し、大洗研内で適切な報告と判断が行われないことが確認された。上記のとおり施設の老朽化を起因としたトラブルが連続して発生していることを踏まえ、安全確保を最優先するとの考え方の下、迅速かつ組織的に判断を行うこと。</p> <p>また、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度の大洗研における品質目標設定等の再考 ○不適合管理分科会への計画外事象に係る報告の徹底

【試験研究用等原子炉設置者（4／6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成27年6月11日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理の実施状況 ③ 放射性廃棄物等の管理状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の実施状況」及び「放射性廃棄物等の管理状況」を検査項目として、立入り、資料確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項にはついては、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度の大洗研における品質目標設定等の再考 ○不適合管理分科会への計画外事象に係る報告の徹底

【試験研究用等原子炉設置者（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成27年6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①品質保証の実施状況 ②非常事態における措置の実施状況 ③試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「品質保証の実施状況」、「非常事態における措置の実施状況」、「試験運転、訓練運転及び教育運転の実施状況」及び「施設巡視」等について現場立入、物件検査、関係者への聴取により保安規定の遵守状況を検査した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間の保安状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題が無いことを確認した。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成27年5月19日（火）～5月20日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>○保安検査項目</p> <p>①組織及び職務について</p> <p>②研究炉の取扱いの実施状況</p> <p>③放射性廃棄物の廃棄の実施状況</p> <p>④放射性廃棄物の安全管理について</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「組織及び職務について」、「研究炉の取扱いの実施状況」、「放射性廃棄物の廃棄の実施状況」及び「放射性廃棄物の安全管理について」を検査項目として、現場立入り、関係者への聞き取り及び資料確認によって検査を実施した。</p> <p>各検査項目について、検査の結果、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の運転管理状況については、施設の巡視等を行った範囲において、特段問題がないことを確認した。</p>

【再処理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所 ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法） ③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日） ④事業開始年月：平成11年12月 （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に関する施設）</p>
3. 検査実施期間	平成27年6月1日（月）～6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、再処理施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 内部監査の実施状況 ② マネジメントレビューの実施状況 ③ 不適合管理の実施状況 ④ 平成26年度第4回保安検査における指摘事項等の改善状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」等、4項目を検査項目として検査を実施した</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において主に以下の対応が実施されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントレビューのインプットにおける課題が十分に品質目標に反映されていない状況等が確認されたため、品質目標の適正化及び事業部長レビューへのインプット情報の適正化、評価の判断基準の明確化等の改善が行われることとなった。 ・ 不適合検討WGの検討過程で、原因が矮小化されているおそれがあり、適切な再発防止対策等がとれていない事項が認められたため、WGの検討内容等の適切性についてレビューし、再審議されることとなった。また、不適合管理の仕組みが十分機能していない可能性があることが確認されたため、適切に不適合管理を行うための仕組みの改善等が図られることとなった。 ・ 施設の保全に関して、工場全体として統一的な対応がとれておらず、水平展開等が適切に実施されていないこと、更に、保全計画の見直しも十分に進捗していないことが確認された。このため、再処理事業所として改善点を明確にし、業務の進め方及び体制の見直し・強化を速やかに図り、施設の保全に係る活動を組織的に対応できるよう改善が図られることとなった。 ・ 上記等への対応においては、再処理事業部長、再処理工場長において、スピード感をもった業務推進を図り、工程管理を行い、必要なリソースの投入、組織強化が図られることとなった。 <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【再処理事業者（2／2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③大処理能力：210 tU/年（0.7 tU/日）</p> <p>④事業開始年月：平成17年10月</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月18日（月）～5月29日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者質問等により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 運転管理の実施状況 ③ 施設の管理状況 ④ 施設定期自主検査の実施状況 ⑤ 放射性廃棄物の管理状況 ⑥ 保安教育の実施状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査では、上記の基本検査項目について検査を実施した結果、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>なお、保安検査における指摘事項を踏まえ、今後事業者において主に以下の対応が実施されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の品質目標について、設定時の改善事項の評価等が必ずしも十分でないことから、平成26年度の品質保証活動における課題を具体化した上で、平成27年度の品質目標を再設定する。 ・核燃料サイクル工学研究所内において取り扱う不適合事象の判断基準にバラツキがあることから、同研究所として判断基準の見直しを行うとともに、不適合管理システムの運用を開始した平成27年4月以前の約3年間に発生した不具合事象のうち、不適合として扱われなかったものについて、水平展開の要否を検討する。 ・他の施設で発生したトラブル事象に関する情報の各拠点等への水平展開について、遅れが確認されたことから、早期の水平展開ができるよう要領書を見直す。 <p>また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【使用者（1／13）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成27年6月10日（水）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 放射性廃棄物の保管管理状況 ③ 不適合管理の取組状況 ④ 非常時等の措置に係る取組状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（2／13）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	原子燃料工業株式会社 東海事業所
3. 検査実施期間	平成27年6月10日(水)
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の保守管理実施状況（定期的な自主検査含む） ② 不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況 ③ マネジメントレビューの実施状況 ④ 火災予防対策の実施状況 ⑤ 保安管理体制及び組織の状況 <p>(2) 追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（3／13）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成27年6月9日（火）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（4／13）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成27年6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 放射性廃棄物の安全管理 ③ 非常時の措置 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（5／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成27年6月1日（月）～平成27年6月4日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理の取組状況 ③ 放射性廃棄物等の管理状況 ④ 施設定期自主検査等の実施状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の原子力科学研究所における品質目標設定の再考 ○ 不適合部会の決定事項を再審査させる等の仕組みの構築及び不適合部会への計画外事象に係る報告の徹底 ○ 安全・核セキュリティ統括部の保安活動への関わり方及び保安規定の保安組織への記載の検討

【使用者（6／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成27年5月18日（月）～平成27年5月21日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理の実施状況 ③ 保守管理の実施状況 ④ 放射性廃棄物等の管理状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の核燃料サイクル工学研究所における品質目標設定等の再考 ○ 不適合管理の判断基準の見直し ○ 安全・核セキュリティ統括部の保安活動への関わり方及び保安規定の保安組織への記載の検討

【使用者（7/13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成27年5月11日（月）～平成27年5月14日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 不適合管理の実施状況 ③ JMT Rの廃液タンクからの廃液移送について ④ 放射性廃棄物等の管理状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、以下のとおり指摘し、今後事業者において必要な対応がとられることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度第4四半期の保安検査等において指摘した事項の事業者の対応については、現時点では途上の段階であることから、計器類の校正に係る再点検の水平展開など、大洗研究開発センター（以下、「大洗研」という。）として自ら対応することとしている措置について速やかに実施すること。 ○ JMT Rにおいては、施設の老朽化が顕著に表れ、平成26年9月以降、廃液の漏えいが連続して発生し、平成27年3月に新たにタンクからの廃液の滴下が発生した。当該事象に係る対応に関しては、これまでの対応と同様に、当面の応急措置をもって安全が確保されていると担当部署のみで判断し、大洗研内で適切な報告と判断が行われていないことが確認された。 上記のとおり施設の老朽化が顕著であり、これを起因としたトラブルが連続して発生していることを踏まえ、大洗研として安全確保を最優先するとの考え方の下、迅速かつ組織的に判断を行うこと。 <p>上記のほか、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の大洗研における品質目標設定等の再考 ○ 不適合管理分科会への計画外事象に係る報告の徹底

【使用者（8／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成27年6月3日（水）～平成27年6月5日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 不適合管理の実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物等の管理状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の大洗研究開発センターにおける品質目標設定等の再考 ○ 不適合管理分科会への計画外事象に係る報告の徹底 ○ 安全・核セキュリティ統括部の保安活動への関わり方及び保安規定の保安組織への記載の検討

【使用者（9／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成27年5月20日（水）～平成27年5月22日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 放射線管理の実施状況 ③ 保守管理の実施状況 <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <p>○ 平成27年度の人形峠環境技術センターにおける品質目標設定等の再考</p>

【使用者（10／13）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
事業所名	公益財団法人 核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター 六ヶ所保障措置分析所
3. 検査実施期間	平成27年6月18日（木）～平成27年6月19日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 内部監査の実施状況</p> <p>② マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（11／13）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成27年4月27日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 品質保証活動の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（12／13）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成27年6月10日（水）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（13／13）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成27年5月19日（火）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について資料確認及び聴取等によって保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マネジメントレビューの実施状況 ② 保安管理組織について ③ 放射性廃棄物の安全管理について <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所</p> <p>②施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>〔1号廃棄物埋設施設〕</p> <p>1. 事業開始年月：平成4年12月</p> <p>2. 最大埋設能力：40,960m³ (200リットルドラム缶204,800本相当)</p> <p>〔2号廃棄物埋設施設〕</p> <p>1. 受入れ開始年月：平成12年10月</p> <p>2. 最大埋設能力：41,472m³ (200リットルドラム缶207,360本相当)</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月20日（水）～5月22日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①内部監査の実施状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況</p> <p>③不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「不適合管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p> <p>②施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>③事業開始年月：平成7年11月</p> <p>④最大埋設能力：非固化化コンクリート等廃棄物約2,520m³ ・平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行</p>
3. 検査実施日	平成27年6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①巡視及び点検に係る確認</p> <p>②業務プロセスに係る妥当性確認</p> <p>③埋設保全区域の管理状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「巡視及び点検に係る確認」、「業務プロセスに係る妥当性確認」及び「埋設保全区域の管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</p> <p>②施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設）</p> <p>③事業開始年月：平成7年4月</p> <p>④最大管理能力：ガラス固化体 2,880本</p> <p>⑤冷却方式：間接自然空冷方式</p>
3. 検査実施期間	平成27年6月15日（月）～6月17日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①内部監査の実施状況</p> <p>②マネジメントレビューの実施状況</p> <p>③不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「不適合管理の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（2/2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター</p> <p>②施設の種類：廃棄物管理施設</p> <p>③事業開始年月：平成8年3月</p> <p>④最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m³/年 固体廃棄物 845m³/年</p> <p>⑤最大管理能力：廃棄体8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月11日（月）～平成27年5月12日（火） 平成27年6月 8日（月）～平成27年6月 9日（火）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況等</p> <p>②放射性廃棄物の受け入れ計画及び取り組み状況等</p> <p>③保安教育の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況等」、「放射性廃棄物の受け入れ計画及び取り組み状況等」及び「保安教育の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>また、保安検査実施期間中の廃棄物管理施設における日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1/2）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所</p> <p>②施設の種類：発電用原子炉施設</p> <p>③廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月）</p> <p>④全体工程：平成13～37年度</p> <p>原子炉領域安全貯蔵：平成13～30年度</p> <p>原子炉領域解体撤去：平成31～36年度</p> <p>原子炉領域以外解体撤去：平成13～36年度</p> <p>建屋等解体撤去：平成36～37年度</p> <p>（放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月11日（月）～平成27年5月15日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①廃止措置工事管理の実施状況</p> <p>②不適合管理の実施状況</p> <p>③マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況</p> <p>④事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃止措置工事管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「マネジメントレビュー及び内部監査の実施状況」及び「事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況（抜き打ち検査項目）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/2）】

1. 原子炉設置者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）</p> <p>②施設の種類：発電用原子炉施設</p> <p>③廃止措置計画の認可：平成20年2月12日</p> <p>④全体工程：平成19～45年度</p> <p> 使用済燃料搬出期間 ：平成19～29年度</p> <p> 原子炉周辺設備解体撤去期間 ：平成30～34年度</p> <p> 原子炉本体解体撤去期間 ：平成35～43年度</p> <p> 建屋解体期間 ：平成44～45年度</p>
3. 検査実施期間	平成27年5月25日（月）～平成27年5月29日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①放射性廃棄物の安全管理に係る検査</p> <p>②保安管理体制に係る保安規定の遵守状況</p> <p>③保守管理状況の確認</p> <p>④廃棄物の計画管理状況の確認（抜き打ち検査）</p> <p>⑤解体撤去物の管理状況の確認（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「放射性廃棄物の安全管理に係る検査」、「保安管理体制に係る保安規定の遵守状況」、「保守管理状況の確認」、「廃棄物の計画管理状況の確認（抜き打ち検査）」、「解体撤去物の管理状況の確認（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事案は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

1. 事業者名	株式会社日立製作所
2. 事業所名	株式会社日立製作所王禅寺センタ
3. 検査実施期間	平成27年5月27日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①放射性廃棄物の安全管理 ②保安・品質保証教育及び保安訓練（抜き打ち検査） ③記録</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「保安・品質保証教育及び保安訓練」及び「記録」を検査項目として、立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/5）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成27年6月12日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況</p> <p>②不適合管理の実施状況</p> <p>③放射性廃棄物等の管理状況</p> <p>④巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「放射性廃棄物等の管理状況」及び「巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各項目について、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <p>○平成27年度の大洗研における品質目標設定等の再考</p> <p>○不適合管理分科会への計画外事象に係る報告の徹底</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	青森研究開発センターむつ事務所
3. 検査実施期間	平成27年6月23日（火）～6月25日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①放射性廃棄物の安全管理の実施状況 ②マネジメントレビューの実施状況 ③保安管理体制に係る実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目） なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」及び「保安管理体制に係る実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各項目について、保安規定に基づき保安活動が適切に実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（4／5）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成27年6月9日（火）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況</p> <p>②放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>③弥生廃止措置計画プロジェクトチームの活動状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「弥生廃止措置計画プロジェクトチームの活動状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5／5）】

1. 事業者名	学校法人立教学院
2. 事業所名	立教大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成27年5月20日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①放射性廃棄物の安全管理の実施状況</p> <p>②放射線管理の実施状況</p> <p>③品質保証活動の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「品質保証活動の実施状況」について、立入り、記録等の確認及び聴取によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>